

政務活動記録簿 (要請陳情)

会派・議員名 小林 照代

年 月 日	2022年4月15日				
政務活動先	政府要望 (厚生労働省、国土交通省、経済産業省、観光庁、防衛省)				
政務活動の目的	県民から寄せられた政府への要望、聞き取った陳情・要望を政府関係省庁に伝え、対策を聞く。				
相手方	厚生労働省他5つの省庁 (衆議院会館と参議院会館でおこなうレクチャーの方式)				
内容、結果等 ※陳情要請の 効果を明記のこと	<p>国交省にはメガソーラーによる乱開発について、産廃の埋まった違法盛土を含む造成に、国の対応を求めた。広域防災拠点「2000禰滑走路」問題では航空法による空港ではないとの政府の認識を確認した。医療従事者などが濃厚接触者になった場合、検査費用の公費負担を求めた。また、保健所業務は民間委託ではなく、職員の増員、過重負担をなくすことで対応すべきと求めた。国保の県単位化では保険料、一部負担の軽減を求めた。改訂された国の運用方針では保険料・一部負担までもが統一化され、法に基づく市町村の裁量権を奪うものとなっていることを指摘、「保険料は市町村が決めるもの」との国の考えが示された。議会論戦に活かす。</p>				
要請陳情活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	東京	新幹線	京都ー東京 (往復)	27490 円	4
	京都	近鉄	富雄ー京都	640 円	5
	国会議事堂	東京メトロ	東京ー国会議事堂	170 円	5
	東京	東京メトロ	国会議事堂ー東京	170 円	5
	富雄	近鉄	京都ー富雄 (特急)	640 円 特急 520 円	5
	合計 29630 円 (すべて政務活動)				
備考	添付資料：各省庁宛要望書				

注 陳情要請先で入手した資料や名刺等を添付してください。

## 厚生労働大臣 後藤茂之 様

日本共産党奈良県議団

山村幸穂・今井光子・小林照代・太田敦

日本共産党奈良県委員会

北野いつ子(前大和郡山市議)・宮本次郎(前奈良県議)

今日の保健所業務ひっ迫の原因は、1990年代後半以降に保健所・地方自治体職員・保健所職員の削減を進めてきたことと、直ちに事務連絡の撤回・修正し、職員の増員を求めます。また、過重勤務にある職員に対し、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル導入など、実効性ある対策を示すことを求めます。

### 4、雇用調整助成金等の上乗せ再開と、全国一律による特例適用を

昨年5月以降、国の「雇用調整助成金」の助成率が原則10/10→9/10に引き下げられていますが、奈良県では中小企業などの雇用維持を支援する観点から5月～11月の間、1/10の上乗せ補助を行って事業者を支援してきました。今年1月以降、オミクロン株による感染が急拡大する中、11月で一旦停止した雇用調整助成金の1/10の上乗せ補助を令和4年1月～3月について再開したところですが、

感染再拡大に対する警戒が必要なか、雇用調整助成金等の上乗せの再開を求めます。また、幅広い事業者が大きく影響を受けていることから、雇用調整助成金の特例措置については、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用の有無に関わらず、全国一律による適用を求めます。

### 5、小学校休業等対応助成金について、支給上限額は全国一律に

コロナ禍において、子育て世代の労働者は学校休業等に伴い、子どももの世話をするために仕事を休まなければなりません。このことは、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用地域かどうかに関わりません。

ところが、休業対応助成金については、適用地域かどうかによって上限額に差異が生じており、このことは制度上合理性に欠けます。支給上限額を同じにするよう、制度改正を求めます。

《以下は、回答は求めませんが、真摯な対応を求め申し入れられるものです》

### 子ども医療費をはじめ、福祉医療の窓口負担軽減へ、減額調整措置の見直しと、高校卒業までの保険料無料化を

子ども医療費助成にかかる国民健康保険の減額調整措置(ペナルティー)の見直しにより、奈良県でも令和元年8月から一部負担金500円で受診できるようにになりました(就学前まで)。しかし就学後の子ども医療費助成やその他の福祉医療制度(心身障害者医療、ひとり親家庭等医療、重度心身障害者人医療)について奈良県は、いったん窓口で負担し後から一部負担金を差し引いた額を返還する「自費償還払い」制度を採用しているため、窓口での負担が発生します。

現在奈良県内では、子ども医療費助成の対象年齢を拡大する自治体が増えており、令和3年8月1日現在20市町村が18歳まで拡大していますが、窓口負担が大きいため受診をためらうケースが多くあります。学校保健統計によれば、奈良県で1万2000人の子どものが虫歯治療を受けられていません。窓口負担の軽減は、早期発見・早期治療が促され医療費の削減にもつながります。

窓口の負担なしで安心して受診できるように、子ども医療費助成にかかる国民健康保険の減額調整措置の見直しを求めます。またその他の福祉医療制度についても、窓口負担なく受診できるように減額調整措置の見直しを求めます。

国民健康保険の保険料は、子どもが多いほど均等割りが増える仕組みになっており、少子化克服と矛盾した制度になっています。厚生労働省は「子育て世帯の負担軽減」を進めるとして未就学児に限る「均等割」部分を軽減する方針を決めました。この軽減措置の対象年齢を拡大するとともに、高校卒業までの子ども(18歳に達する日以後最初の3月31日までの間)について保険料は無料になるよう支援を求めます。

日頃の取り組みに、心から敬意を表します。奈良県民から寄せられている要望について、以下のように取りまとめました。真摯に受け止めて対応していただきますようお願いいたします。

### 1、国民健康保険の都道府県単位化に伴い、市町村独自の保険料負担軽減策を認めること

もに、保険料算定基準に反映される徴収率の設定は実態に見合ったものにする。国民健康保険の保険料負担軽減のために、多くの市町村が一般会計から繰り入れを行ったり、独自の減免制度を実施しています。ところが奈良県は、国民健康保険が都道府県単位化される際に、これら独自の負担軽減策を認めないとしています。この背景に、厚生労働省が「保険者努力支援」などうたった、法定外繰り入れをやめた自治体に財政支援を厚くするなど、保険料の統一を後押ししている影響があります。厚労省として、上記のような施策はやめ、市町村独自の負担軽減策を認めることを求めます。

また、奈良県は国民健康保険の都道府県単位化に伴う保険料算定について、当初は各市町村ごとの徴収率の3年間の平均を基準としていましたが、令和2年度からは県内各市町村を徴収率に応じて2つの区分に分け、高い徴収率を市町村に押し付けています。保険料算定基準に反映される徴収率の設定は実態に見合ったものとなるよう、厚生労働省の取り組みを求めます。

### 2、医療従事者などの社会機能維持者が濃厚接種者となった場合の特待期間短縮のための検査費用については公費負担を

コロナ感染拡大期に医療体制を維持することを目的に、職員など社会機能維持者が濃厚接種者となった場合の自宅待機期間を「原則7日間」から「5日目から出勤可能」と変更されましたが、その際のPCR等の検査費用は病院の自己負担となっています。

医療関係者のみなさんは、コロナ感染の始まりからすでに2年以上対応に追われ、命を守るために日夜奮闘され疲労困憊されています。現場の皆さんに寄り添い、支えることが求められています。

医療従事者などの社会機能維持者が濃厚接種者となった場合の特待期間短縮のための検査費用については、公費負担とすることを求めます。

### 3、保健所業務の民間委託を促進する事務連絡の撤回・修正と、職員の増員、実効性ある過重労働対策を

厚生労働省が4月4日に発出した保健所体制に関する事務連絡では、保健所職員でなければ対応が困難な業務以外の業務について、民間委託を「原則」とし、さらに「外郭委託が可能な業務」として「発生届けの入力、電話相談、健康観察、各種証明書交付」などを示しました。これらは膨大な個人情報を含み、専門的な知識や経験を必要とする相談・健康観察業務まで委託可能としていることは看過できません。

経済産業大臣 萩生田光一 様

日本共産党奈良県離団

山村幸穂・今井光子・小林照代・太田敦

日本共産党奈良県委員会

北野いつ子(前大和郡山市長)・宮本次郎(前奈良県議)

保険薬局における調剤費を無料低額診療事業の対象とすること

無料低額診療事業は、社会福祉法第1条第3項9号の規定に基づき、生計困難者が経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料または低額な料金で診療を行う事業です。しかし、保険薬局で調剤処方された場合の調剤費については、本事業の対象となっていない人。これに対し、保険薬局の全部または一部について、地域の事情や財政状況等に応じて助成を行っている自治体もありますが、その数は全自治体のごく一部にとどまっています。

保険薬局における調剤費を無料低額診療事業の対象とすることを求めます。

看護職員等における処遇改善について

2021年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、2022年度診療報酬改定において、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、10月以降収入を3%程度(月額平均12,000円相当)引き上げるための処遇改善の仕組みが創設されました。また、2月から前倒しで賃上げ効果が継続される取り組みを前提とし、収入を月額4,000円引き上げる措置(看護職員等処遇改善事業)が実施されたところです。しかし、今回の「看護職員等における処遇改善」は、岸田政権が掲げる分配競争の柱とされたものであるものの、対象が一部に限定されるなど場当たり的な対応の側面が非常に強く、医療現場に新たな分断と対立、混乱をもたらすものとなっております。

(1)対象が一部に限定されている「看護職員等における処遇改善」を全ての医療機関に拡大するとともに、看護士の大幅増員を実現するための財政補償を政府の責任で実施することを求めます。

(2)医療機関で働くすべての職種を処遇改善の対象とするとともに、そのために必要な財源補償を行うことを求めます。

日頃の取り組みに、心から敬意を表します。

奈良県民から寄せられている要望について、以下のように取りまとめました。真摯に受け止めて対応していただきますようお願いいたします。

メガソーラーによる乱開発から住民生活を守る取り組みを

現在、全国でメガソーラー設置に伴う住民トラブルが頻発しています。2012年度にスタートしたFIT法は、原発事故をきっかけに再生エネルギー普及のための制度されたものですが、突如は大きくかけ離れ、外資や投資家の格好の商利回り投資物件として問題を引き起こしています。

奈良県平群町におけるメガソーラーの設置事業者は、2012年度(初年度)の認定で固定価格が1kwH当たり40円が維持されており、経営主体は工事すら着手していない段階で少なくとも4回変わっています。さらに事業者は2019年11月の奈良県林地開発許可取得後も工事着手せず、1年3か月後にやっとな着手しましたが、直後に林地開発許可申請書の「下流河川流下能力計算書」が偽造であったことが住民の調査で発覚し、県より工事停止が命じられました。そのまま工事が進められると、流下能力のない河川に大量の雨水が流れ込み、大雨時に洪水が発生し大災害をまねくところでした。

さらにこの「数値偽造」は、2021年2月の開発変更申請時にも引き継がれ、同じように県によって審査され平群町に意見具申されました。有資格者である測量士・1級建築士が関わった測量結果を歪めた虚偽の書類が作成されたのです。奈良県において2度も確認の機会がありながら見過ごされたことは重大です。この「水路勾配偽造」問題については、林野庁通達に基づき、奈良県から近畿経済産業局に通報されています。

また2021年夏には、開発地に大量の産業廃棄物が埋まっていることが発覚しました。廃棄物が混入した違法盛り土造成であり、同時期に発生した静岡県伊豆山における土石流災害と同様であることがら、住民の不安は大きく広がっています。

本案件は以上のように①FIT法の主旨から逸脱した長期未稼働であり不適格案件であること、②有資格者による意図的なデータ改ざんによる不正な林地開発・宅建開発が行われた重大な法令違反であること、③不正が正されることなく工事が行われた結果、土砂流出などの問題が起き、さらに大きな災害の不安があること、などの理由により、FIT認定の取消が必要と考えます。

全国再生エネルギー問題連絡会では全国のメガソーラーの実態調査を行い、政府に10件以上の危険な実態を告発しています。多くの案件が、高額買取価格となつている2012年、2013年度に認定された事業者ですが、実際は、ペーパーカンパニーによる杜撰な工事やパネルの飛散、土砂災害の発生等が報告されています。

(1)不法行為などの通報に対してどのような対応を行っているか明らかにしてください。

(2)不法行為を犯した事業者に対し、FIT認定の取り消し等、厳しい措置を求めます。また、これまでに不法行為などでFIT認定を取り消された事例があれば、明らかにしてください。

環境大臣 山口社 様

日本共産党奈良県議団

山村幸穂・今井光子・小林照代・太田教

日本共産党奈良県委員会

北野いつ子(前大和郡山市議)・宮本次郎(前奈良県議)

日頃の取り組みに、心から敬意を表します。

奈良県民から寄せられている要望について、以下のように取りまとめました。真摯に受け止めて対応していただきますようお願いいたします。

メガソーラーによる乱開発から住民生活を守る取り組みを

現在、全国でメガソーラー設置に伴う住民トラブルが頻発しています。2012年度にスタートしたFIT法は、原簿事故をきっかけに再生エネルギー普及のために制定されたのですが、実態は大きくかけ離れ、外資や投資家の格好の高利回り投資物件として問題を引き起こしています。

奈良県平群町におけるメガソーラーの設置事業者は、2012年度(初年度)の認定で固定価格が1kwH当たり40円が維持されており、経営主体は工事着手していない段階で少なくとも4回変わっています。さらに事業者は2019年11月の奈良県林地開発許可取得後も工事着手せず、1年3カ月後をやっと着手しましたが、直後に林地開発許可申請書の「下流河川流下能力計算書」が偽装であったことが住民の調査で発覚し、県より工事停止が命じられました。そのまま工事が進められると、流下能力のない河川に大量の雨水が流れ込み、大雨時に洪水が発生し大災害をまねくところでした。

さらにこの「数値偽装」は、2021年2月の開発変更申請時にも引き継がれ、同じように県によって審査され平群町に意見具申されました。有資格者である測量士・1級建築士が関わった測量結果を歪めた虚偽の書類が作成されたのです。奈良県において2度も確認の機会がありながら見過ごされたことは重大です。この「水路勾配偽装」問題については、林野庁連に基づき、奈良県から近畿経済産業局に通報されています。

また2021年夏には、開発地に大量の産業廃棄物が埋まっていることが発覚しました。廃棄物が混入した違法盛り土造成であり、同時期に発生した静岡県伊豆山における土石流災害と同様であることから、住民の不安は大きくなっています。

本案件は以上に①FIT法の主旨から逸脱した長期未稼働であり不適合案件であること、②有資格者による意図的なデータ改ざんによる不正な林地開発・宅建開発が行われた重大な法令違反であること、③不正が正されることなく工事が行われた結果、土砂流出などの問題が起き、さらに大きな災害の不安があること、などの理由により、FIT認定の取消が必要と考えます。

全国再エネ問題連絡会では全国のメガソーラーの実態調査を行い、政府に10件以上の危険な実態を告発しています。多くの条件が、高額買取価格となっていた2012年、2013年度に認定された事業者ですが、実態は、ペーパーカンパニーによる杜撰な工事やパネルの飛散、土砂災害の発生等が報告されています。

(1) 奈良県は、産業廃棄物が混入した盛り土について、混入物を除去することなしに、さらにその上に新たな盛り土造成を行う事業計画を許可しています。産廃が混入する違法状態を解消するためには、混入物の除去が必要ではないのでしょうか。環境省の認識をお示しください。

林野庁長官 天羽 隆 様

日本共産党奈良県議団

山村幸穂・今井光子・小林照代・太田教

日本共産党奈良県委員会

北野いつ子(前大和郡山市議)・宮本次郎(前奈良県議)

日頃の取り組みに、心から敬意を表します。

奈良県民から寄せられている要望について、以下のように取りまとめました。真摯に受け止めて対応していただきますようお願いいたします。

林地開発事業における住民の安全、災害の防止、水害の防止について

平群町機原地区の太陽光発電施設の実業者は、2019年4月8日の「林地開発許可申請」において、開発による流量増加分が流せないため、勾配の数字を偽装し、書類上は流下能力があるとして許可を取得しました。この虚偽申請が発覚し問題となったため、現在、行政指導により工事が中断しています。

林野庁「開発行為の許可基準の運用細則の適用について」(平成14年5月8日付)では、別紙1第3の1で「下流における流下能力を考慮の上」とは「開発行為の施工前において既に3年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量が下流における流下能力を超えるか否かを調査の上、必要があれば、このを超える流量も欄外でできる容量とする趣旨である」としています。

この許可基準に基づき、平群町の実業者が専門家を確保して確認したところ、下流河川の調査地点(事業者が申請時に決定した)の14か所のうち11か所がピーク流量が流下能力を超過していました。下流域には大型の住宅地が存在しており、河川の流下能力を超過する非水が流された場合、流速は5~10m毎秒の災害レベルの流速となることから、住民の不安が広がっています。

(1) 林野庁「開発行為の許可基準の運用細則の適用について」によると、3年確率のピーク流量が流せない地点がある場合には、当該地点の流下能力以上は流してはならないことになると考えますが、林野庁の見解を明らかにしてください。

(2) 奈良県において、大和川総合治水条例による「大和川流域調整池技術基準」では、市街化調整区域では50年確率が基準雨量とされています。一方、「奈良県林地開発行為の許可基準」では50年確率は適用されおらず、30年確率を基準としています。しかし、平群町のメガソーラー建設予定地は市街化調整区域であり、50年確率を適用すべきと考えますが、林野庁の見解を明らかにしてください。

日本共産党奈良県議員

山村幸穂・今井光子・小林照代・太田敦

日本共産党奈良県委員会

北野いっ子(前大和郡山守議員)・宮本次郎(前奈良県議)

日頃の取り組みに、心から敬意を表します。  
奈良県民から寄せられている要望について、以下のように取りまとめました。真摯に受け止めて対応していただきますようお願いいたします。

1. メガソーラーによる乱開発から住民生活を守る取り組みを

現在、全国でメガソーラー一般に伴う住民トラブルが顕著しています。2012年度にスタートしたFIT法は、原発事故をきっかけに再生エネルギー普及のために制定されたものです。実態は大きくかけ離れ、外資や投資家の格好の高利回り投資物件として問題を引き起こしています。

奈良県平群町におけるメガソーラーの設置事業者は、2012年度(初年度)の設定で固定価格が1kwH当たり40円が維持されており、経営主体は工事すら着手していない段階で少なくとも4回変更されています。さらに事業者は2019年11月の奈良県林地開発許可取得後も工事着手せず、1年3カ月後にやっと着手しましたが、直後に林地開発許可申請書の「下流河川流下能力計算書」が偽装であったことが住民の調査で発覚し、県より工事停止が命じられました。そのまま工事が進められると、流下能力のない河川に大量の雨水が流れ込み、大雨時に洪水が発生し大災害をまねくところでした。さらにこの「数値偽装」は、2021年2月の開発変更申請時にも引き継がれ、同じように県によって審査され平群町に意見具申されたのです。奈良県において2度も確認の機会がありながら見過ごされたことは重大です。この「水路勾配偽装」問題については、林野庁選定に基づき、奈良県から近畿経済産業局に通報されています。

また2021年夏には、開発地に大量の産業廃棄物が埋まっていることが発覚しました。廃棄物が混入した違法盛り土造成であり、同時期に発生した静岡県伊豆山における土石流災害と同様であることかと、住民の不安は大きく広がっています。

本案件は以上のように①FIT法の主旨から逸脱した長期未稼働であり不適合案件であること、②有資格者による意図的なデータ改ざんによる不正な林地開発・宅建開発が行われた重大な法令違反であること、③不正が正されることなく工事が行われた結果、土砂流出などの問題が起き、さらに大きな災害の不安があること、などの理由により、FIT認定の取消が必要と考えます。  
全国再生エネルギー連絡会では全国のメガソーラーの実態調査を行い、政府に10件以上の危険な実態を告発しています。多くの案件が、高額買取価格となっている2012年、2013年度に認定された事業者ですが、実態は、ペーパーカンパニーによる杜撰な工事やパネルの飛散、土砂災害の発生等が報告されています。

(1)産業廃棄物が混入した違法な盛り土造成の上に、新たな盛り土造成をおこなうことは、違法にあらならないでしょうか。またその際の安全確保策について、現行法での対応及び今審議されている盛土規制法案が成立した場合での対応をお示し下さい。

2. 五條市に建設予定の「2000メートル滑走路」について

奈良県は、広域防災拠点整備において2000メートル滑走路の建設を計画しています。リニア新幹線の誘致・建設によって生じる残土を利用して、谷を大規模な盛り土で埋めて建設される計画です。事業費は現時点で720億円を見込んでいます。

もともと奈良県の広域防災拠点がないうちに、消防学校の建て替えと合わせて600メートルの滑走路を整備する計画でした。ところが突然、南海・東南海トラフの大震災に備えるために整備が必要との理由で、計画が変更されました。県民からは「2000m滑走路建設ではなく、消防学校の建て替えと防災拠点整備を急いでほしい」との声が寄せられています。

(1)奈良県はこの2000メートル滑走路について、航空法に基づき空港としての認識を示していますが、災害時には固定翼機の離着陸を想定しており、航空法に基づき空港として国土交通省との事前協議が必要と考えます。この点について、国土交通省の認識を示してください。

(2)奈良県は、同事業を国土交通省が策定している「南海トラフ巨大地震対策計画」に位置付けてもらうと説明していますが、国土交通省も同様の見解なのか、お聞かせください。

(3)大規模盛り土造成の安全性はどのように担保されるのか、お示しください。

3. 京奈和道大和北道路の地下トンネル工事について

国土交通省は平成30年3月30日、京奈和自動車道大和北道路の奈良北インターから、郡山下ツ道JCTまでの事業許可を行いました。これにより、大和北道路は有料道路事業と公共事業の合併施行方式で整備されることとなりました。事業説明では、大深度地下トンネルを想定されている区間は全長約4.5kmで、2本並行する直径16.5メートルのトンネルをシールドマシンで掘るとされています。ところが2020年10月、同様にシールドマシンで掘削された東京外環道トンネルで陥没事故がありました。大和北道路の事業もほぼ同様の工事であると想定されることから、住民の間で「安全神話があった」と不安の声が広がっています。

奈良県が平成18年7月に行った環境影響評価によると、工事実施段階での環境影響として、建設機材の稼働による騒音振動・粉塵等が項目として入っていますが、土壌露出や地質などの項目はありません。住民の安全、財産を守る上からも、大和北道路の大深度トンネル工事についてのリスクを科学的に把握する必要がありますが、地上への影響についての国土交通省の認識を示していただくとともに、大深度工事によるリスク、地上への影響についての国土交通省の認識を示していただくことも、計画地域の地盤を調査し、その結果を住民に示すことを求めます。

法務大臣 古川禎久 様

日本共産党奈良県議団

山村幸穂・今井光子・小椋照代・太田敦

日本共産党奈良県委員会

北野いつ子(前大和郡山市議)・宮本次郎(前奈良県議)

日頃の取り組みに、心から敬意を表します。  
奈良県民から寄せられている要望について、以下のように取りまとめました。真摯に受け止めて対応していただきますようお願いいたします。

#### 旧奈良監獄の保存活用について

旧奈良監獄は、明治期に日本が近代化を図る際の象徴ともいえる洋風レンガ作りの建造物であり、文化財としての値打ちが確認されています。また、戦前は奈良監獄として、戦中に反対した人々を「治安維持法違反」として収監した歴史があり、戦後は少年刑務所として受刑者の社会復帰の取り組み、職業訓練や更生教育が行われてきました。文化財として保存するとともに、日本の負の歴史や戦後の更生行政の歴史を常設展示する資料館として活用されるべきです。

現在、ホテルとして活用し、その経営の延長線上で資料展示することが計画されていますが、収益が上からなければ資料館が運営されなくなるのでは、と住民らから危惧の声が寄せられています。企業の収益のためではなく、国民の財産として建物の価値を損ねることなく活用されるよう、保存管理計画を策定することを求めます。

昨年5月に、日本共産党国会議員団近畿ブロックと党奈良県議団、党奈良市議団で、取り組みの現状について説明を受けましたが、その後の進展について明らかにしてください。



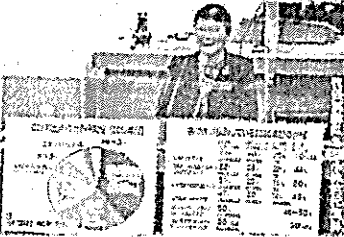
第11号様式の5 (第5条関係)

<p style="text-align: center;">政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)</p> <p style="text-align: right;">会派・議員名 小林 照代</p>					
年 月 日	2022年5月10日				
表題と発行部数	「日本共産党奈良県議会だより」2022年4月 (NO. 118) (118800 枚)				
対象者	奈良県民				
配布方法	新聞折込 (107100 枚)、ポスティング・駅頭配布等 (11700 枚)				
発行目的	2月定例奈良県議会(予算議会)の提案、議論(質問)、決定を広報し、広く県民の意見、要望を聞く				
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務調査活動の紹介と報告に特化した(すべて政務活動)				
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2月定例県議会における日本共産党議員の本会議、委員会などでの発言、質問、提案を紹介。代表質問、一般質問、予算委員会の討論などで取り上げた県政上の諸課題についての提案、考えを示し、意見を求めた。</li> <li>・磯城郡で県がすすめていた大和平野中央プロジェクト事業に、突然、知事が国家戦略特区スーパーシティ構想をかぶせてきたことで、県民的計画が国家戦略に変質し、住民の個人情報企業が流れ、住民が議会やまちづくりの諸決定に加われない「地方自治の破壊」につながる恐れがある。専門家を講師に住民学習会に取り組み、議会での論戦を知らせた。</li> <li>・不要不急の事業を見直し、予算を確保して、新型コロナ感染防止のための抜本的対策をおこなうことなどを含む奈良県予算案組み替え提案をおこない、その内容を詳細に報告した。</li> </ul> <p>読者の意見を求め、議会論戦に活かす。</p>				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	新聞折込代	奈良産経企画	82467円	(@2.8円) 107100枚分 ×1.1(消費税) ×1/4	12
	印刷代	関西共同印刷所	71500円	118800枚分 × 1/4	13
	合計 153967円 (100%充当)				
備考	会派を構成する4人の議員が分担する (1/4) 添付資料: 「日本共産党奈良県議会だより」2022年4月号 (No.118)				

注 発行した広報紙を添付してください。



# 住民自治を守り、民主主義に基づくまちづくり推進を



**代議司馬**  
 膨大な個人情報、事業者の儲けの手段として、個人情報を売買する行為は、個人の権利を侵害し、民主主義を脅かすものである。住民自治を守り、民主主義に基づいたまちづくりを推進するために、個人情報を売買する行為を厳しく規制する必要がある。

**住民不在のスーパーシティ構想は見直しを**  
 小林照久議員、住民自治、個人情報守れを主張  
 膨大な個人情報、事業者の儲けの手段として、個人情報を売買する行為は、個人の権利を侵害し、民主主義を脅かすものである。住民自治を守り、民主主義に基づいたまちづくりを推進するために、個人情報を売買する行為を厳しく規制する必要がある。

## ただちに戦争をやめよ！ ロシアによるウクライナ侵略に抗議



「ロシアによるウクライナ侵略は、国際法に違反し、人道に背く行為である。ただちに戦争をやめよ！ ロシアによるウクライナ侵略に抗議する市民の声を、日本政府はしっかりと受け止めてほしい。」

**日本共産党 奈良県議会だより**  
 2022年 4月 NO. 118  
 日本共産党奈良県議員団  
 編集長 山田 隆雄  
 編集委員 山田 隆雄、山田 隆雄、山田 隆雄  
 印刷所 印刷所

**日本共産党奈良県団が16回目の申し入れ**  
 コロナ感染症第6波一事態を深刻に受け止めた対応を

**共産党奈良県団が予算組み替え提案**

**子育ての応援**

- ◆大企業向け企業立地補助金 (10億円)
- ◆NAFICを核とした賑わい創出事業 (2.6億円)
- ◆大立山まつり (5400万円)
- ◆宇城富雄の国策事業 (1.5億円)
- ◆京奈和自動車道大和北延伸 (28.3億円)

**【提案した主な事業】**

- ◆子ども医療費と福祉給付の窓口負担なし (5億円)
- ◆大学生への給付型奨学金創設 (1.2億円)
- ◆医師研修者選考体制の構築 (1億円)
- ◆医療連携関係の窓口負担軽減 (1億円)
- ◆介護保険の利用率促進 (2億円)
- ◆学校給食地産地消推進 (1億円)
- ◆県営ファミリーホーム事業 (1億円)
- ◆生むより育てる子育て支援 (1億円)
- ◆コロナで影響を受けた中小事業者の事業支援 総額 (5000万円)
- ◆小学校3年までの35人学級実現 (教員10人、8000万円)
- ◆道徳教育推進交流地創成 (5000万円)

**平群町でのメガソーラー開発の違法性を追求**  
**適法な盛り土の上に更なる盛り土は許されない**  
 ... 山村さちほ議員 不適切な事態を正す県の指導求める

平群町でのメガソーラー開発の違法性を追求する。適法な盛り土の上に更なる盛り土は許されない。山村さちほ議員が県の指導を求める。

**県民の命を守り、安心して暮らせる県予算に**

知事がわたしの暮らしにどれほどの県民の現金を使っているか？

- ◆大なる歴史芸術文化発信拠 (総事業費 99.5億円)
- ◆京奈和自動車道大和北延伸 (2900億円-公共事業1730億円-有料道路事業1170億円)
- ◆北近畿自動車道インターチェンジ整備 (6億円、1179億円)
- ◆奈良県インテグレーションアクセスと交通結核推進 (418億円)
- ◆奈良県公園型方向上プロジェクト-高橋ホテル建設 (75億円)
- ◆平群富雄選考委員会選考 (2事業、101億円)
- ◆平群中央新幹線-奈良西門迎待所建設 (約100㎡、1900億円程度)
- ◆大規模地産地消推進事業-2000㎡清掃施設 (720億円)

## 政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 小林 照代

年 月 日	2022年6月10日				
表題と発行部数	「小林照代の県議会だより」2022年5月号 (NO.25) 41950 枚				
対象者	奈良県民				
配布方法	新聞折込 (39450 枚)、駅頭配布・ポスティング (2500 枚) 他				
発行目的	2月定例県議会における日本共産党奈良県会議員団と小林照代県議の 本会議 (一般質問) と厚生委員会での論戦を広報し、広く県民の意見・要望 を聞くため				
按分率の説明	すべて政務活動と調査活動の報告				
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民のいのち、暮らしを守る県政の推進求めて、2月定例県議会でおこなった代表質問の内容を知らせ、意見を求めた。</li> <li>・すなわち、気候危機打開の取組はまったなしであること、児童虐待・DV問題は相談員の抜本的増強が必要であること、障害者が安心して働きつづけられる環境づくりなどについての取組を求めた。</li> <li>・コロナ禍からいのちと健康を守る県民の切実な願い実現を求めて、政府の省庁要望をおこない、回答の特徴を報告した。</li> <li>・意見を求め、議会論戦などに活かす。</li> </ul>				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	新聞折込代	奈良産経企画	121506 円	@2.8 円×39450 枚分 ×1.1 (消費税)	
	印刷代	関西共同印刷	201300 円	41950 枚分	
	※ 100%充当 合計 322806 円				
備考	添付資料: 「お元気ですか小林照代です (小林照代の県議会だより)」2022年5月号 (NO. 25)				


注 発行した広報紙を添付してください。

2022年 5月  
NO. 25  
日本共産党奈良県委員会  
奈良県議会議員  
〒740-0201 奈良市大宮2-1-1  
tel 0742 (27) 15281  
fax 0742 (27) 71492  
maraken-jcp@forest.ocn.ne.jp

# 小林てるよ

日本共産党奈良県議会議員  
小林照代の原稿会だより

お元気でですか  
小林てるよです




## 賃金アップは「労働者」の権利



賃金を上げたい、労働者は当然の権利だ。でも、企業側からは「賃上げは難しい」と言われる。その理由として、物価高騰によるコスト増や、人手不足による生産性低下などが挙げられる。しかし、賃上げは労働者の生活を支えるだけでなく、企業の生産性を高める効果もある。労働者は声をあげ、賃上げを求めよう。

代表質問  
賃金アップを求めよう  
賃金アップは労働者の権利だ。でも、企業側からは「賃上げは難しい」と言われる。その理由として、物価高騰によるコスト増や、人手不足による生産性低下などが挙げられる。しかし、賃上げは労働者の生活を支えるだけでなく、企業の生産性を高める効果もある。労働者は声をあげ、賃上げを求めよう。

## 県民の切実な願い実現へ全力 コロナ禍で苦しむ県民の直に政府へ申し入れ



コロナ禍による生活の困窮が深刻化しています。県民の切実な願いを実現するために、政府に対して全力で働きかけを行います。具体的には、生活保護の拡充、医療費の軽減、子育て支援の強化などに取り組んでまいります。県民の生活を守るために、政府と連携して取り組んでまいります。


## 小林てるよ

地域の生活改善をテーマとして、非営利の活動を展開している。労働者の権利を守り、生活の質を向上させるための取り組みを行っている。また、子育て支援や高齢者のケアにも力を入れている。

労働者の権利を守り、生活の質を向上させるための取り組みを行っている。また、子育て支援や高齢者のケアにも力を入れている。

労働者の権利を守り、生活の質を向上させるための取り組みを行っている。また、子育て支援や高齢者のケアにも力を入れている。

## 気候変動打開の重要の責任を果たすため 2030年CO2削減目標を引き上げを!



気候変動対策の重要性が増しています。日本政府は、2030年までにCO2排出量を2013年比で45%削減することを目標としています。しかし、最新の科学的研究によると、この目標は達成が難しいとされています。そのため、目標を引き上げる必要があります。日本政府は、さらなる削減目標を設定し、気候変動対策を強化すべきです。

## 県議員および市議 相談の増と相談・対応の充実

議員の役割は、市民の声を聞き、行政に働きかけることです。相談の増加に対応するため、相談窓口の拡充や、オンライン相談の導入などに取り組んでいます。また、現場視察や、市民との対話を通じた問題解決にも取り組んでいます。市民の困りごとを解決し、より良い行政の実現を目指します。

## 労働者の権利を守り、賃上げを促す

労働者の権利を守り、賃上げを促すための取り組みを行っています。労働者の生活を支えるだけでなく、企業の生産性を高める効果もある。労働者は声をあげ、賃上げを求めよう。

労働者の権利を守り、賃上げを促すための取り組みを行っています。労働者の生活を支えるだけでなく、企業の生産性を高める効果もある。労働者は声をあげ、賃上げを求めよう。

## 2月定例会奈良県議会

2月定例会の議程が発表されました。主な議題は、気候変動対策、労働者の権利、子育て支援などです。議会の開催は、市民の声を聞き、行政に働きかける重要な機会です。ぜひご参加ください。

## 労働者の権利を守り、賃上げを促す

労働者の権利を守り、賃上げを促すための取り組みを行っています。労働者の生活を支えるだけでなく、企業の生産性を高める効果もある。労働者は声をあげ、賃上げを求めよう。

労働者の権利を守り、賃上げを促すための取り組みを行っています。労働者の生活を支えるだけでなく、企業の生産性を高める効果もある。労働者は声をあげ、賃上げを求めよう。

## 労働者の権利を守り、賃上げを促す

労働者の権利を守り、賃上げを促すための取り組みを行っています。労働者の生活を支えるだけでなく、企業の生産性を高める効果もある。労働者は声をあげ、賃上げを求めよう。

労働者の権利を守り、賃上げを促すための取り組みを行っています。労働者の生活を支えるだけでなく、企業の生産性を高める効果もある。労働者は声をあげ、賃上げを求めよう。

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 小林 照代

年 月 日	2022年5月11日			
年会費名	奈良県統計協会特別会員 (団体) 2022年度会費			
相手方	奈良県統計協会			
年会費支払目的	統計協会のおこなう調査資料、統計資料を議会質問等に役立てるため			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 (目的) は会則第3条のとおり (事業) は同第4条のとおり (会費) は同第23条のとおり</p> <p>◆本会の活動頻度 ・「奈良県統計年鑑」(年1回)、「100の指標からみた奈良県勢」、「奈良県産業連関表」「奈良県民経済計算報告書」の活用 ・機関誌「統計レポート」(月1回)に紹介される統計諸指標の活用</p> <p>◆参加者の状況 上記のとおり、統計資料、定期刊行物の活用</p> <p>資料、情報を収集し、議会の質問に活かす</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	調査研究	5000円	20000円×1/4=5000円	16
		合計 5000円 (100%充当)		
備考	特別 (団体) 会員会費であることから会派を構成する4人で分担 添付資料: 奈良県統計協会会則 (部分コピー)、定期刊行物の表紙 (コピー)			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

# 奈良県統計協会会則

昭和2年	2月12日	総会議決
昭和23年	8月5日	改正
昭和24年	3月5日	一部改正
昭和28年	7月7日	全面改正
昭和29年	2月26日	一部改正
昭和30年	8月25日	一部改正
昭和31年	2月26日	一部改正
昭和34年	1月1日	一部改正
昭和39年	4月24日	一部改正
昭和45年	5月22日	一部改正
昭和50年	5月13日	一部改正
昭和51年	5月27日	一部改正
平成4年	3月25日	一部改正
平成8年	3月19日	一部改正
平成8年	4月1日	一部改正
平成9年	3月19日	全部改正
平成17年	4月1日	一部改正
平成18年	3月17日	一部改正

## 第1章 総則

(名称) この会は、奈良県統計協会という。

(事務所) この会の事務所は、奈良県統計協会管内に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的) この会は、統計知識及び技術の向上を図り、もって、統計の振興発展に寄与することを目的とする。

(事業) この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 統計に関する調査研究、講習会、講演会、大会等の実施
- (2) 統計機関誌及び統計に関する図書等の発行
- (3) 各種統計関係団体等の育成及び指導
- (4) 統計に関する図表等の募集及び展示会の開催
- (5) 統計功労者の表彰
- (6) その他本会の目的を達成するため必要な事業

## 第3章 会員

(会員) この会は、奈良県及び県内市町村(正会員)並びにこの会の趣旨に賛同するもの(特別会員)をもって組織する。

2 特別会員に関し必要な事項は別に定める。

## 第4章 役員

(役員) この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事長 1名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 2名

(役員)の選任)

第7条 会長は、奈良県総務部を担任する奈良県副知事をもって充てる。

2 副会長は、奈良県統計主管部(監)長、奈良県市長会長及び奈良県町村会長をもって充てる。

3 理事長は、奈良県統計主管課長をもって充てる。

4 理事は、各市統計協会長及び郡支部長をもって充てる。ただし、市にあっては統計主管課長をもって充てることができる。

5 監事は、理事の互選によって決める。

(役員)の職務)

第8条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 理事長は、常時会務を掌理し、会長及び副会長を補佐するとともに、会長及び副会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 理事は、理事会でその権限に属する事項の審議に当る。

5 監事は、この会の会計を監査する。

6 会長は、その権限に属する事務のうち、別に定める事項を理事長に専決させることができる。

(役員)の任期)

第9条 役員)の任期は、会長、副会長、理事長及び理事にあっては、その者の在職期間とし、監事にあっては1年とする。

2 補欠により就任した者の任期は、前任者の在職期間とする。

## 第5章 事務局

(事務局)

第10条 この会の事務を処理するため、事務局を置き、職員を配置する。

2 事務局の職員は、奈良県統計主管課の職員を充てる。

3 職員は、理事長の指揮を受けて、この会の事務を処理する。

## 第6章 会議

(会議の種類)

第11条 この会の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会)

- 第12条 総会は、役員及び正会員をもって構成する。  
2 通常総会は、毎年1回開催する。ただし会長が認めるときは、理事会の開催をもってこれに代えることができる。  
3 臨時総会は、次のいずれかの場合に開催する。  
(1) 理事会で開催を決議したとき。  
(2) 正会員の5分の1以上から開催の請求があったとき。  
(3) 会長が特に必要と認められたとき。

(総会の附随事項)

- 第13条 総会は、次の事項について審議する。  
(1) 会務報告  
(2) 第12条第2項によって総会の附随を必要とされた事項

(理事会)

- 第14条 理事会は、会長、副会長、理事及び理事長で構成する。  
2 理事会は、次の場合に随時開催する。  
(1) 会長が必要と認められたとき。  
(2) 理事の3分の1以上から開催の請求があったとき。  
(3) この会則に定めるもののほか本会の運営に関する重要な事項

(理事会の議決事項)

- 第15条 理事会は次の事項を議決する。  
(1) 会則の改廃及び附則の制定または改廃  
(2) 事業計画及び予算の決定  
(3) 事業報告及び決算の承認  
(4) 会費及び負担金の管理に関する事項  
(5) 基金及び財産の管理に関する事項  
(6) 総会に附随する事項  
(7) その他会長が必要と認める事項

(会議の招集)

- 第16条 会議は、会長が招集する。

(会議の通知)

- 第17条 会長は、会議の開催7日前までに、当該会議の附随事項、日時、場所を示した書面をもって、当該会議の構成員に通知しなければならない。ただし、緊急を要すると認められた場合はこの限りではない。

(会議の議長)

- 第18条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。  
2 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(会議の定足数及び表決)

- 第19条 会議は、定数の2分の1以上の出席で成立する。  
2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 次の議事については、定数の3分の2以上をもって決する。  
(1) この会の解散  
(2) 財産の処分  
(3) 会則の改廃

(書面表決等)

- 第20条 会議に出席できない当該会議の構成員は、あらかじめ通知された当該会議の議決事項について、会議当日までに書面をもって表決し、または他の者を代理人として表決を委任することができる。  
2 前項の場合における前条の適用については、その構成員は当該会議に出席したものとみなす。

(議事録)

- 第21条 会議の議事については、会議の議決事項、議事その他必要な事項を記録した議事録を作成しなければならない。

第7章 支部

(支部等の構成)

- 第22条 この会に、別表1のとおり支部を置く。  
2 支部に関して必要な事項は別に定める。

第8章 会計

(会計)

- 第23条 この会の経費は、会費、負担金、会費、負担金、事業収入、補助金、交付金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。  
2 この会の会員は、別に定めるところにより、会費若しくは負担金を納入しなければならない。

(特別会計)

- 第24条 この会は、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(基金)

- 第25条 この会の収支決算に剰余金が生じた時は、その一部または全部を基金として積み立てることができる。

(事業計画及び収支予算)

- 第26条 この会の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、事業年度の開始までに、総会又は理事会の承認を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

- 第27条 この会の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告及び収支決算書を作成し、監事の監査を経た後、総会又は理事会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

- 第28条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 補則

(委 任)

第29条 この会則に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は、別に会長が定める。

附 則

この会則は、昭和28年2月7日から施行する。

附 則 (第8条・第9条・第10条、昭和31年5月29日一部改正)

この会則は、昭和31年5月29日から施行する。

附 則 (第5条・第8条、昭和34年10月1日一部改正)

この会則は、昭和34年10月1日から施行する。

附 則 (第4条、昭和39年4月24日一部改正)

この会則は、昭和39年4月24日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

附 則 (第1条・第8条、昭和45年5月22日一部改正)

この会則は、昭和45年5月22日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則 (第9条、平成4年8月25日一部改正)

この会則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (第1条・第8条、平成8年3月19日一部改正)

この会則は、平成8年3月19日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則 (第8条、平成8年4月1日一部改正)

この会則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月19日全部改正)

この会則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日一部改正)

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月17日一部改正)

この会則は、平成18年3月17日から施行し、平成17年9月25日及び平成18年1月1日から適用する。

(別表1)

奈良県統計協会支部一覧表

支 部	構 成 市 町 村
都市支部 奈良県都市統計協議会	奈良市 大和高田市 大和郡山市 天理市 橿原市 桜井市 五條市 御所市 生駒市 香芝市 葛城市 宇陀市
山辺 支部	山添村
生駒 支部	平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町
磯城 支部	川原町 三宅町 田原本町
宇陀 支部	曾根村 御杖村
高市 支部	高取町 明日香村
葛城 支部	上牧町 玉寺町 広陵町 河合町
吉野 支部	吉野町 下市町 黒滝村 天川村 野迫川村 十津川村 下北山村 上北山村 川上村 東吉野村

## 令和4年度 奈良県統計協会事業計画

### ○理事会の開催

令和3年度事業報告及び決算、並びに令和5年度事業計画(案)及び予算(案)を審議する理事会を開催します。

### ○特別会員の募集

統計思想の普及向上と統計の活用を進め、特別会員の加入の促進を図ります。  
年会費 1口 20,000円  
統計レポートをはじめ当協会発行の刊行物を配付します。

### ○統計研究活動等への助成

- 1 市、郡統計協会への助成
  - ・各統計協会の支部活動事業を促進するため、支部運営補助金を交付します。
- 2 統計団体への助成
  - ・統計教育の普及と奨励を推進するため、奈良県統計・情報教育研究会に対し、研究活動費の一部を助成します。
  - ・統計調査を円滑に推進するため、統計団体に対し、活動費の一部を助成します。

### ○統計書の発行

- 1 統計の普及と活用を図るため、広く一般県民に「奈良県統計年鑑」及び「100の指標からみた奈良県勢」等の統計資料を提供します。  
販売図書については希望者に販売します。
- 2 (一般財団法人)日本統計協会が発行された優良図書を市町村、特別会員等に貸出しします。

### ○奈良県民手帳の発行

2023年版(令和5年版)奈良県民手帳を発行します。

作成冊数 11,000冊  
頒布価格 1冊500円

### ○統計レポートの発行

当協会の機関誌「統計レポート」を年2回発行し、関係機関等に配付します。

### ○奈良県統計功労者表彰式の実施

令和4年度統計功労者として表彰される統計調査員、事業所等に対する各府省大臣表彰をはじめ奈良県統計功労者表彰等の表彰式を奈良県との共催で行います。

日時 令和4年12月(予定)

場所 奈良市内(予定)

○奈良県統計グラフィコンクール及び展示会の開催  
統計思想の普及と統計の普及技術の向上を図ることを目的として広く県民から統計グラフィコンクールを募集し、奈良県統計グラフィコンクールを実施します。また、優秀作品は全国コンクールに出展するとともに、県庁屋上ギャラリー等において入賞作品の展示会を開催します。

### ○統計担当者研修の実施

統計思考力の向上を目的として、奈良県統計協会支部職員を対象とする研修を実施します。

奈良県統計協会では次の統計刊行物を販売しております。

#### ▶統計刊行物

- ・2022年版奈良県民手帳(600円)
- ・100の指標からみた奈良県勢(500円)  
平成24～令和元年版 B6版  
令和2～3年版 A5版
- ・奈良県統計年鑑(3200円)  
平成12～令和2年度

#### ▶ご購入

FAXまたはお電話でお申し込みください。FAX 0742-27-0615 / TEL 0742-27-8439  
郵送(送料実費負担)または県庁での受け取りとなります。



# 統計レポート

## 寄稿

「国勢調査2020」の結果を詳しくみる②  
—奈良県の年齢別の人口流出入（5年前と比較）—

## 特集

- (1) 奈良県年齢別推計人口（令和3年10月1日現在）の概要
- (2) 令和3年10月1日における奈良県推計人口（年報）の概要  
—1年間の人口移動状況—
- (3) 「奈良スタットイベント」について  
—令和3年度奈良スタットイベント（統計活用事例発表会）開催報告—
- (4) 奈良県の家計収支、所得及び資産・負債の状況  
—2019年全国家計構造調査 奈良県の概要—
- (5) 奈良県製造業の動向について  
—令和3年奈良県鉱工業指数から—
- (6) 在学者・卒業者数及び卒業後の状況  
—令和3年度学校基本調査の結果から—

奈良県統計協会

第11号様式の10 (第5条関係)

政務活動記録簿 (年会費負担)				
会派・議員名 小林 照代				
年 月 日	2022年5月11日			
年会費名	建設政策研究所2022年度会費			
相手方	特定非営利活動法人 建設政策研究所			
年会費支払目的	情報を収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 災害に強い国土、県土づくりや快適な社会資本の整備など建設政策の全般にわたる研究とその報告を、講演会、機関誌の発行等で広げている</p> <p>◆本会の活動頻度 総会、講演会など研究会合などを適時、開催。月1回の機関誌を発行</p> <p>◆参加者の状況 建築士や防災士など専門家や建築に携わる労働者、地方議員など</p> <p>機関誌に発表される論文により得た知識、情勢を議会質問に活かす</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	2828 円	11000 円+振替手数料 313 円=11313÷4 (4人で分担) =2828 円	17
		合計 2828 円 (すべて政務活動)		
備考	添付資料：建設政策研究所定款、「建設政策」表紙コピー			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

特定非営利活動法人 建設政策研究所  
定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人建設政策研究所という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を北海道札幌市中央区南8条西16丁目2番20号コーポビル1F北海道建設厚生協会の内、及び大阪府大阪市中央区釣鐘町1丁目1-1谷町秋田ビル501号室に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、災害・環境意識を起こさない国土づくり、快適な国民生活に必要な社会資本の建設、建設産業界の民主化、建設労働者の労働条件の改善及び中小建設業者の経営の安定及び社会的地位の向上などに関する調査・研究を差し進め、国民と労働者・中小業者の生活に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、建設産業関係の団体・個人及び学者・研究者・専門家と連携し、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 調査・研究・政策提言活動
- (2) 資料・情報収集活動
- (3) 情報・資料バンク
- (4) 出版・宣伝活動

(5) 講演・講師活動

(6) 研究集会・シンポジウム

(7) その他、目的達成に必要な活動

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種類とし、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 団体会員

この法人の目的・活動に賛同し、参加・協力する団体

(2) 個人会員

この法人の目的・活動に賛同し、参加・協力する個人

(3) 賛助会員

この法人の目的・活動に賛同する団体・個人

(入会)

第7条 会員を希望する者は、所定の入会申込書を提出するものとする。

2 入会を希望する者は、理事会の承認を得て会員となることができる。但し、正当な理由のない限り入会を認めなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、附則で別に定める会費（会費年賦途中入会会員を含む）を一口以上納入する。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、また会員である団体が消滅したとき
- (3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納したとき
- (4) 定款に違反したとき

2 前項第3号、第4号については理事会の議決により決定する

(退会)

第10条 会員は、退会届を理事会に提出して、任意に退会できる。

(提出商品の不返還)

第11条 既に納められた年会費その他の提出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

##### (種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち1名を理事長とし、副理事長を若干名、専務理事を1名置くことができる。
- 3 役員は、無報酬とする。ただし常勤役員は、理事会において選出し、規程を定めて報酬を支給することができる。

##### (選任等)

第13条 理事及び監事は総会で団体会員及び個人会員の中から選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会で互選する。
- 3 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、選滞なく補充する。

##### (職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を掌理する。

- 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときは代行する。
- 3 専務理事は理事会の決定に基づき、事務局を総括し日常業務を処理する。
- 4 理事は理事長の下で、総会の決定を執行する立場から審議・実施する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを察見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

##### (任期等)

第15条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

- 3 補充のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

##### (解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

##### (事務局及び職員)

第17条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局の組織及び運営に必要な事項は理事会の議を経て理事長が定める。

#### 第5章 顧問

##### (顧問)

第18条 この法人は顧問を置くことができる。

- 2 顧問は理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 3 顧問に関する必要な事項は、理事会で定める。
- 4 顧問は理事会における議決権を有しない。

#### 第6章 総会

##### (構成)

第19条 総会は、会員をもって構成する。

##### (権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 決算報告 (8) 委員会の新設設置
- (2) 事業報告 (9) 会費の金額
- (3) 監査報告 (10) 定款の変更
- (4) 中期計画及びその変更 (11) 解散
- (5) 事業計画及びその変更 (12) 合併
- (6) 予算計画及びその変更 (13) その他運営に関する重要事項
- (7) 役員選出及び解任

##### (開催)

第21条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の20分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第22条 総会は、第20条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。  
2 理事長は、第20条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。  
3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(定足数)

- 第23条 総会は、会員総数の40分の1以上の出席がなければ開会することができない。  
2 会員総数は団体会員、賛助会員、個人会員各々1団体1名と数える。

(議決)

- 第24条 総会における議決事項は、第21条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。  
2 総会の議事は、この定款に既定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第25条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。  
2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができ。  
3 前項の規定により表決した会員は、第22条(定足数)、第23条第2項(議決)、第25条第2号(議事録)及び第37条(定款の変更)の適用については、総会に出席したものとみなす。  
4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。  
(1) 日時及び場所  
(2) 会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)  
(3) 審議事項  
(4) 議事の経過の内容及び議決の結果  
(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人3人以上が署名、

押印しなければならない。

第7章 理事会等

(理事会の構成)

第27条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第28条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付随すべき事項
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 2 理事会の運営に関する事項は別に定めることができる。

(運営会議)

第29条 理事会の決定を實踐するため、運営会議を設置することができる。  
2 運営会議は、理事長、副理事長、専務理事、各委員会委員長及び専務副理事等で構成し、必要に応じて他の役員を加えることができる。  
3 運営会議は本条第1項の業務に加え、各委員会の連絡・調整を図る。

(委員会)

第30条 この法人の業務及び活動を推進するため、理事会の承認を得て委員会を設置することができる。  
2 新たに設置する委員会は、総会の承認を得ること。  
3 各委員会の委員長は委員の互選とする。  
4 各委員会の性格及び業務は次の通りとする。  
(1) 編集・出版委員会は、定期的な機関誌・紙類、研究成果の取りまとめとその出版、その他の出版物の編集、などを行う。  
(2) 研究委員会は、情勢分析や政策課題などの研究、および会員等からの委託による研究テーマの設定、研究会(プロジェクトチーム)の編成及びテーマの分組、研究方法及び発表方法の検討などの研究マネージメントを行う。

(研究会)

第31条 必要に応じて、第29条第4項第2号の規定に基づき、研究課題ごとに研究会(プロジェクトチーム)を置くことができる。

(専門家等の委嘱)

第32条 研究会の運営に必要な専門家等は、理事長が委嘱して研究会の会員に加えることができる。  
2 研究会に関する事項は別に定める。

## 第8章 資産及び会計

### (資産の構成)

第33条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 研究及び事業に伴う収入
- (5) その他の収入

### (予算)

第34条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、総会の議決を経るものとする。

2 前項の既定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とする。

### (予備費の賦定及び使用)

第35条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

### (事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

### (事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年11月1日に始まり、翌年の10月末日に終わる。

## 第9章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第38条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の2分の1以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を経なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

### (解散)

第39条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動にかかる事業の成功の不成功
  - (3) 会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、会員総数の2分の1以上の承認を得なければならない。

### (残余財産の帰属)

第40条 この法人が解散(合併及び破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第8項に掲げる者のうち、総会において議決された者に譲渡するものとする。

### (合併)

第41条 この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の2分の1以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第10章 公告の方法

### (公告の方法)

第42条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第11章 総則

### (総則)

第43条 この定款に疑義が生じた場合は理事会の精察に随う。ただし、総会の事後承認を得ることとする。

2 この定款が既定する以外の事項は理事会が決し、総会の事後承認を得ることとする。

## 附則

### (附則)

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	永山 利和	理事	椎名 恒
副理事長	荒井 孝男	同	関口 慎彦

同	江澤	和治	同	田中	政広
同	大塚	紀章	同	谷野	洋
同	坂庭	國晴	同	塚原	信介
同	清水	謙一	同	筒井	等
専務理事	辻村	定次	同	福嶋	実
理事	荒川	隆男	同	古澤	一雄
同	今井	拓	同	丸山	信二
同	後藤	英輝	同	三浦	正廣
理事	山田	規世			
監事	深見	勝治	同	藤好	重泰

3. この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の既定にかかわらず、成立の日から2005年12月末日までとする。

4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第34条第1項の既定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5. この法人の設立当初の事業年度は、第37条の既定にかかわらず、成立の日から2005年10月末日までとする。

6. この法人の設立当初の会費は、次に掲げる額とする。

- (1) 団体会員 1口 1万円
- (2) 個人会員 1口 5千円
- (3) 賛助会員 1口 5万円

7. この法人の設立により、任意団体建設政策研究所の事業、会員及び財産は、この法人が継承する。

8. 任意団体建設政策研究所の事務局職員及び給与の既定は、この法人が継承し、その勤務年数は通算する。

9. 2009年 7月 2日 一部変更

10. 2020年 3月 27日 一部変更

# 建設 政策

—特集—

## 岸田政権下の建設産業 政策の動向

5 2022  
No.203

- ◇ 韓国建設労働者の雇用改善における核心的課題の推進状況
- ◇ 森林環境税の「使い残し」に潜む2つの問題と労働からの再生について
- ◇ 担い手確保を後押しする公契約条例のさらなる改善と発展に向けて～建設政策研究所「川崎市公契約条例調査」より～





第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動情報録簿 (広報紙の発行・発送等)					
会派・議員名 小林 照代					
年 月 日	2022年9月14日他				
表題と発行部数	「日本共産党奈良県議会だより」2022年8月 (NO. 119) (119200 枚)				
対象者	奈良県民				
配布方法	新聞折込 (106200 枚) 、 駅頭配布等 (13000 枚)				
発行目的	6月定例奈良県議会の提案、議論 (代表質問・一般質問) 、 決定を広報し、 広く県民の意見、要望を聞く				
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」 であり、会派と議員の政務調査活動の紹介と報告に特化した (すべて政務活動)				
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6月定例県議会における日本共産党議員の本会議、委員会などでの発言、質問、提案を紹介。代表質問、一般質問などで取り上げた県政上の諸課題についての提案、考えを示し、意見を求めた。</li> <li>・ 引き続きコロナの感染拡大と原油価格の高騰をうけた物価高騰に対応し、県政生活と健康を守る対策を求め、要望書を提出。数点の対策提案をおこなった。また、委員会での論戦を知らせた。</li> <li>・ 反社会的なカルト集団である旧統一協会と地方の政治、政治家の関係を追求し、結果的に統一協会の行動にお墨付きを与えることになっていることの責任を追及した。国会議員はもとより県議、市議も参画していることがわかっている。</li> </ul> 読者の意見を求め、議会論戦に活かす。				
編集・制作・ 発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	新聞折込代	奈良産経企画	81774 円	(@2.8 円) 106200 枚分 × 1.1 (消費税) × 1/4	66
	印刷代	関西共同印刷所	69850 円	119200 枚分 × 1/4	68
合計 151624 円 (100% 充当)					
備考	会派を構成する 4 人の議員が分担する (1/4) 添付資料: 「日本共産党奈良県議会だより」2022年8月号 (No.119)				

注 発行した広報紙を添付してください。

# 新型コロナの感染拡大・異常な物価高騰から 県民のいのち・暮らし、中小事業者の生業を守れ



新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束せず、夏場の猛暑による熱中症の発生も増加している。また、物価高騰が深刻化し、県民の生活に大きな影響を与えている。日本共産党奈良県委員会は、こうした状況に危機感を抱き、県民のいのち・暮らし、中小事業者の生業を守るため、緊急対策を打ち出した。

委員会は、まず、新型コロナの感染拡大防止に向け、県民にマスクの着用や手洗いの徹底を呼びかけ、また、事業者に対して、従業員の健康管理や換気の徹底を求めた。さらに、猛暑による熱中症の発生防止に向け、県民に水分の摂取や涼しい場所での過ごし方を呼びかけた。

また、物価高騰への対策として、県民に節約の呼びかけを行い、また、事業者に対して、値上げの抑制を求めた。さらに、中小事業者の生業を守るため、県民に県産品の購入を呼びかけ、また、事業者に対して、県産品の活用を求めた。

委員会は、まず、新型コロナの感染拡大防止に向け、県民にマスクの着用や手洗いの徹底を呼びかけ、また、事業者に対して、従業員の健康管理や換気の徹底を求めた。さらに、猛暑による熱中症の発生防止に向け、県民に水分の摂取や涼しい場所での過ごし方を呼びかけた。

また、物価高騰への対策として、県民に節約の呼びかけを行い、また、事業者に対して、値上げの抑制を求めた。さらに、中小事業者の生業を守るため、県民に県産品の購入を呼びかけ、また、事業者に対して、県産品の活用を求めた。



委員会は、まず、新型コロナの感染拡大防止に向け、県民にマスクの着用や手洗いの徹底を呼びかけ、また、事業者に対して、従業員の健康管理や換気の徹底を求めた。さらに、猛暑による熱中症の発生防止に向け、県民に水分の摂取や涼しい場所での過ごし方を呼びかけた。

また、物価高騰への対策として、県民に節約の呼びかけを行い、また、事業者に対して、値上げの抑制を求めた。さらに、中小事業者の生業を守るため、県民に県産品の購入を呼びかけ、また、事業者に対して、県産品の活用を求めた。



委員会は、まず、新型コロナの感染拡大防止に向け、県民にマスクの着用や手洗いの徹底を呼びかけ、また、事業者に対して、従業員の健康管理や換気の徹底を求めた。さらに、猛暑による熱中症の発生防止に向け、県民に水分の摂取や涼しい場所での過ごし方を呼びかけた。

また、物価高騰への対策として、県民に節約の呼びかけを行い、また、事業者に対して、値上げの抑制を求めた。さらに、中小事業者の生業を守るため、県民に県産品の購入を呼びかけ、また、事業者に対して、県産品の活用を求めた。

**日本共産党 奈良県議会だより**

2022年 8月 No. 119

日本共産党奈良県議員団

編集長 山田 浩二  
編集委員 山田 浩二、山田 浩二、山田 浩二  
発行所 日本共産党奈良県議員団  
〒630-8501 奈良市大和町1-1-1  
TEL 0742-27-5291 FAX 0742-27-1492  
naraku-jcp@fora1.com.na.jp

委員会は、まず、新型コロナの感染拡大防止に向け、県民にマスクの着用や手洗いの徹底を呼びかけ、また、事業者に対して、従業員の健康管理や換気の徹底を求めた。さらに、猛暑による熱中症の発生防止に向け、県民に水分の摂取や涼しい場所での過ごし方を呼びかけた。

また、物価高騰への対策として、県民に節約の呼びかけを行い、また、事業者に対して、値上げの抑制を求めた。さらに、中小事業者の生業を守るため、県民に県産品の購入を呼びかけ、また、事業者に対して、県産品の活用を求めた。

**日本共産党が提案 読書啓蒙への対策を求める意見書 全会一致採択**

日本共産党が提案した「読書啓蒙への対策を求める意見書」が全会一致で可決された。意見書は、読書啓蒙の重要性を認識し、読書啓蒙の推進を図るための対策を求めた。また、読書啓蒙の推進を図るための対策として、読書啓蒙の推進を図るための対策を求めた。

また、読書啓蒙の推進を図るための対策として、読書啓蒙の推進を図るための対策を求めた。また、読書啓蒙の推進を図るための対策として、読書啓蒙の推進を図るための対策を求めた。



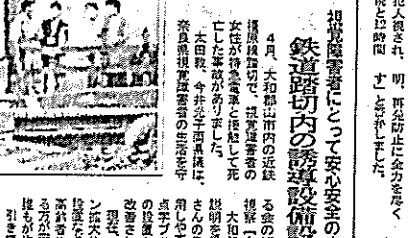
委員会は、まず、新型コロナの感染拡大防止に向け、県民にマスクの着用や手洗いの徹底を呼びかけ、また、事業者に対して、従業員の健康管理や換気の徹底を求めた。さらに、猛暑による熱中症の発生防止に向け、県民に水分の摂取や涼しい場所での過ごし方を呼びかけた。

また、物価高騰への対策として、県民に節約の呼びかけを行い、また、事業者に対して、値上げの抑制を求めた。さらに、中小事業者の生業を守るため、県民に県産品の購入を呼びかけ、また、事業者に対して、県産品の活用を求めた。

**大前・土師地区の読書啓蒙**

読書啓蒙の重要性を認識し、読書啓蒙の推進を図るための対策を求めた。また、読書啓蒙の推進を図るための対策として、読書啓蒙の推進を図るための対策を求めた。

また、読書啓蒙の推進を図るための対策として、読書啓蒙の推進を図るための対策を求めた。また、読書啓蒙の推進を図るための対策として、読書啓蒙の推進を図るための対策を求めた。



委員会は、まず、新型コロナの感染拡大防止に向け、県民にマスクの着用や手洗いの徹底を呼びかけ、また、事業者に対して、従業員の健康管理や換気の徹底を求めた。さらに、猛暑による熱中症の発生防止に向け、県民に水分の摂取や涼しい場所での過ごし方を呼びかけた。

また、物価高騰への対策として、県民に節約の呼びかけを行い、また、事業者に対して、値上げの抑制を求めた。さらに、中小事業者の生業を守るため、県民に県産品の購入を呼びかけ、また、事業者に対して、県産品の活用を求めた。

**読書啓蒙の重要性を認識し、読書啓蒙の推進を図るための対策を求めた**

読書啓蒙の重要性を認識し、読書啓蒙の推進を図るための対策を求めた。また、読書啓蒙の推進を図るための対策として、読書啓蒙の推進を図るための対策を求めた。

また、読書啓蒙の推進を図るための対策として、読書啓蒙の推進を図るための対策を求めた。また、読書啓蒙の推進を図るための対策として、読書啓蒙の推進を図るための対策を求めた。

**読書啓蒙の重要性を認識し、読書啓蒙の推進を図るための対策を求めた**

読書啓蒙の重要性を認識し、読書啓蒙の推進を図るための対策を求めた。また、読書啓蒙の推進を図るための対策として、読書啓蒙の推進を図るための対策を求めた。

また、読書啓蒙の推進を図るための対策として、読書啓蒙の推進を図るための対策を求めた。また、読書啓蒙の推進を図るための対策として、読書啓蒙の推進を図るための対策を求めた。

委員会は、まず、新型コロナの感染拡大防止に向け、県民にマスクの着用や手洗いの徹底を呼びかけ、また、事業者に対して、従業員の健康管理や換気の徹底を求めた。さらに、猛暑による熱中症の発生防止に向け、県民に水分の摂取や涼しい場所での過ごし方を呼びかけた。

また、物価高騰への対策として、県民に節約の呼びかけを行い、また、事業者に対して、値上げの抑制を求めた。さらに、中小事業者の生業を守るため、県民に県産品の購入を呼びかけ、また、事業者に対して、県産品の活用を求めた。

**読書啓蒙の重要性を認識し、読書啓蒙の推進を図るための対策を求めた**

読書啓蒙の重要性を認識し、読書啓蒙の推進を図るための対策を求めた。また、読書啓蒙の推進を図るための対策として、読書啓蒙の推進を図るための対策を求めた。

また、読書啓蒙の推進を図るための対策として、読書啓蒙の推進を図るための対策を求めた。また、読書啓蒙の推進を図るための対策として、読書啓蒙の推進を図るための対策を求めた。

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 小林 照代

年月日	2022年10月17日他				
表題と発行部数	2022年奈良県政暮らしのアンケートビラ (222500枚) と返信用封筒 (222500枚) 及び後納料金支払い議員分担分				
対象者	奈良県民				
配布方法	全県的戸別配布・ポスティング (222500枚)				
発行目的	奈良県政暮らしのアンケートで県政への願い、身近な困りごとなどを聞き取り、関係当局に要望するため、広く県民の意見、要望を聞く				
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行したもので、アンケートビラ、返信用封筒、返信にかかった費用は会派と議員が分担する。(すべて政務活動)				
内容	<p>・2022年9月に配布。ただちに返信用封筒(受取人払い)で同アンケートへの回答が返ってきた。質問はコロナ禍の暮らし向き、県政問題(①子育て政策、②若者政策、③高齢者支援策、④公共交通政策、⑤国保、水道など身近な問題・お困りごと)を問うもの。6か月間(23年1月まで)で3200通の返信があった。</p> <p>・奈良国道工事事務所、奈良土木事務所、近鉄、奈良交通、奈良県警奈良署、奈良市、県教育委員会に同アンケートに書きこまれた要望を申し入れ、対策について懇談した。</p> <p>・読者の意見を求め、議会論戦に活かす。</p>				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	関西共同印刷所	118442円	430700円(222500枚分)×消費税×1/4	90
	印刷代	関西共同印刷所	135025円	491000円(222500枚分)×消費税×1/4	91
	アンケート返信後納郵便代	日本郵便	35501円	141897円(9月分)×1/4	81
	アンケート返信後納郵便代	日本郵便	37403円	149503円(10月分)×1/4	93
	合計 326371円 (100%充当)				
備考	会派を構成する4人の議員が分担する(1/4) 添付資料:奈良県政暮らしのアンケートビラと返信用(長4)封筒				

注 発行した広報紙を添付してください。

# 奈良県政、暮らしのアンケートのお願い

こんにちは、日本共産党奈良県議会議員団です。  
みなさんのご意見・ご要望を、県政に反映し実現するためのアンケートです。どうかご協力をお願いします。

ご記入いただいたアンケート用紙は、添付した封筒に入れ、郵便ポストに投函ください（切手は不要です）。また、ウェブでも回答できます。

webアンケート <https://forms.gle/glicofucdqN46x5YR8>



2022年秋 日本共産党奈良県議会議員団  
〒630-8501 奈良市登大路30 奈良県議会 受付  
TEL: 0742-27-5291 FAX: 0742-27-1492  
Mail: naraiken-jcp@forest.ocn.ne.jp

※回答は、あてはまるものに○を、記述欄は自由にお書きください。

【1】あなたの暮らし向きは新型コロナウイルス前とくらべていかがですか？

- ① 喜びがなくなった
- ② 変わらない
- ③ わからぬ

a. 喜びがなくなったという答えられた方に理由をお聞きます。(回答は3つまでに○を)

- ① 給料が減った
- ② 年金が減った
- ③ 物価が上がった
- ④ 売上げが減った
- ⑤ 失業した
- ⑥ 税金・公共料金の負担が増えた
- ⑦ 教育や子育てに支出が増えた
- ⑧ その他( )

b. 生活維持のためにはどんな工夫をされていますか

- ① 貯金の取り崩し
- ② 食費や光熱費の節約
- ③ 娯楽費節約
- ④ 医療の手控え
- ⑤ その他( )

【2】国や自治体の新型コロナ対策として何を求めますか

- ① 希望者への早めのワクチン接種
- ② 感染時の医療体制の充実
- ③ 事業者や収入の減った人への支援
- ④ 希望者のPCR検査や抗原検査キットの配布
- ⑤ その他( )

【3】子育て支援についてお伺いします

a. あなたが望むことはなんですか？(回答は5つまで)

- ① 子ども医療費の負担ゼロ
- ② 保育料の引き下げ
- ③ いじめ・不登校問題の対策
- ④ 給食費の無料化
- ⑤ 就学援助の拡充
- ⑥ 少人数学級の推進
- ⑦ 学童保育の充実
- ⑧ 雨でも無料で遊べる場
- ⑨ 子ども食堂を増やす
- ⑩ 通学路などの安全対策
- ⑪ 特別支援教育支援員の増員
- ⑫ 子ども発達相談支援センターを増やす
- ⑬ 学校の女子トイレに生理用品の配備
- ⑭ 学校のトイレの改善(和式を洋式に)
- ⑮ 中高生の通学費補助
- ⑯ 外国籍児童に対する日本語教育の実施
- ⑰ その他( )

b. 公立保育所廃止をすすめる行政の動きについてどう思いますか？

- ① 良いと思う
- ② 問題だと思う
- ③ わからぬ

c. その他、子育てについてのご意見をお願いします

【4】若い世代への施策について、あなたが望むことはなんですか？

- ① 高校や大学の給付制奨学金制度の創設、学費の値下げ
- ② 校則の見直し
- ③ ブラックなバイトや働き方の規制
- ④ 県立高校の施設改善
- ⑤ その他( )

【5】高齢者支援、障がい者支援についてあなたの望むことはなんですか？(回答は5つまで)

- ① 介護保険料・利用料の引き下げ
- ② 後期高齢者医療費の窓口負担の引き下げ
- ③ 年金の引き上げ
- ④ 補聴器購入の補助
- ⑤ 特別養護老人ホーム・高齢者施設の充実
- ⑥ 介護・福祉施設従事者の処遇改善
- ⑦ 高齢者の雇用促進
- ⑧ 街のバリアフリー化
- ⑨ 交流・憩いの場の確保
- ⑩ 買い物支援の充実
- ⑪ 相談や支援の場の充実
- ⑫ 障がい者就労支援の充実
- ⑬ 運転免許返納後の高齢者への支援
- ⑭ その他やお困りのことやご要望

【6】公共交通についてお聞きます。通院や通学、買い物などで移動する場合、お困りのことを具体的に聞かせください

【7】生活に直結する県道・河川・教育・国民健康保険・上下水道など、生活に身近な事を行っているのが、奈良県政です。あなたはどのよう感じていますか？

(1) あなたが県政に期待することはなんですか？

- ① 県道の整備 ② 河川の整備 ③ 教員増員 ④ 国民健康保険料の引き下げ
- ⑤ 上下水道料金の引き下げ ⑥ 保健所の増設 ⑦ 児童相談所の一時保護所の増設
- ⑧ 観光施設の増設 ⑨ 最低賃金の引き上げ ⑩ 労働相談など労働行政の強化
- ⑪ 地産地消はじめ、農林業の振興 ⑫ 神社仏閣、歴史的景観の保全
- ⑬ 地産産業の応援、ものづくりの推進 ⑭ 水害対策 ⑮ DVなど女性相談の強化
- ⑯ その他 ( )

(2) 奈良県は、総合防災拠点の整備とあわせ、五條市に2000m滑走路(中小型ジェット機の離発着が可能な大きさ)の建設を予定しています。※配布のバラ参照  
この計画に ①賛成 ②反対 ③わからない

(3) 奈良県は27の市町村と水道事業の経営を一体化する「県域水道一体化」をすすめようとしています。※配布のバラ参照  
この計画に ①賛成 ②反対 ③わからない

(4) その他、県政について要望やご意見をお寄せください

8]お住まいの地域で、お困りのことや改善の要望などを具体的にお書きください。道路、信号、カープミラー、樹木の伐採、河川の補修、水害対策などは、下の枠内に略図をお書きください。

あなたについて教えてください

年齢	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上
職業	正規勤務	非正規勤務	自営業	農業	専業主夫	主婦	年金生活者	学生
その他 ( )								

差支えない範囲で、ご記入ください。

お名前

ご住所

連絡先 Tel

mail

【9】日本共産党県議団は県政とともに国政問題で、社会保障、消費税減税、気候変動、ジェンダー平等などを掲げていますが、あなたはどの項目に力を入れてほしいですか？

- a. 消費税を5%に戻すこと ①賛成 ②反対 ③わからない
- b. 憲法9条の改定について ①賛成 ②反対 ③わからない
- c. 核兵器禁止条約に日本も参加する ①賛成 ②反対 ③わからない
- d. 気候変動、再生可能エネルギーの推進 ①賛成 ②反対 ③わからない
- e. ジェンダー平等の推進 ①賛成 ②反対 ③わからない
- f. 大学の学費を半額にしてほしい ①賛成 ②反対 ③わからない
- g. 農業など第一産業に力を入れる ①賛成 ②反対 ③わからない
- h. 医療・介護・保育などケア労働者の待遇改善 ①賛成 ②反対 ③わからない
- i. 野党共闘についてどう思いますか ①賛成 ②反対 ③わからない

【10】議員にどんなことを望みますか？

- ①税金のムダ遣いをチェックする ②議会の様子や県政を知らせる
- ③日常的に住民の声や相談事をよく聞き、行政へ届ける
- ④国の政治へ必要な時はものを言う ⑤毎議会発言する
- ⑥利権や腐敗をただし、公正をつらぬく
- ⑦その他 ( )

【11】日本共産党県議団について、ご意見やご要望をお聞かせください。

料金受取人払郵便

奈良中央  
郵便局承認

2208

差出有効期限  
2023年1月31日  
まで  
切手を貼らずに  
お出し下さい

6308790

奈良市登大路町30

奈良県議会内

日本共産党奈良県会議員団

県会議員 山村さちほ

宛



政務活動記録簿 (会議・意見交換会開催)

会派・議員名 小林 照代

年月日	2022年11月19日			
場所	王寺町やわらぎ会館多目的ホール			
会議名	県政報告会&要求懇談会 in 北葛城郡			
相手方 (人数)	北葛城郡を中心に地域住民80人			
開催目的	日本共産党県会議員団の4人の県会議員が、自らが所属する常任委員会の分担にそって県政報告をおこなうとともに、要求懇談した			
内容、結果等 ※会議・意見交換会開催の効果を明記のこと	<p>4人の県会議員がそれぞれに分担し、「奈良県政を丸ごと報告します」と銘打ち、県政報告会を開催。その際、共産党の県会議員全員が揃う場でもあり、県政に対する要求懇談をおこない、政策的課題、地域要求を聞き取った。</p> <p>県政諸課題についてパワーポイントを使用し、丁寧に報告し、また県議会で議論になっていることをリアルに報告した。</p> <p>要求懇談では多くの願い、要求が出された。</p> <p>これらについては、県議会での質問や関係機関への要望書にまとめ、要望した。また、議会論戦に活かした。</p>			
開催に要した経費	項目	金額	内訳	領収書番号
	会場費	4800円	王寺町やわらぎ会館多目的ホール (議員4人が分担 19200円÷4=4800円)	97
		合計	4800円	(すべて政務活動)
備考	添付資料：県政報告&要求懇談会 in 北葛城郡案内チラシ、開催の様子 (写真)			

注 会議の次第や資料等を添付してください。

県政の異常をただす日本共産党奈良県会議員団を強く大きく

力あわせて奈良県政をまらること報告します

# 県政報告 & 要求懇談会

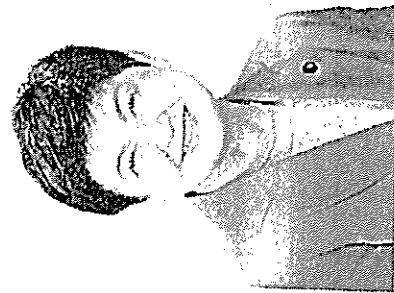
北葛城郡 会場

とき/11月19日 (土) 午後2時開会  
ところ/王寺町 やわらぎ会館 研修室 (3階)  
王寺町王寺2-1-18 王寺町役場西となり

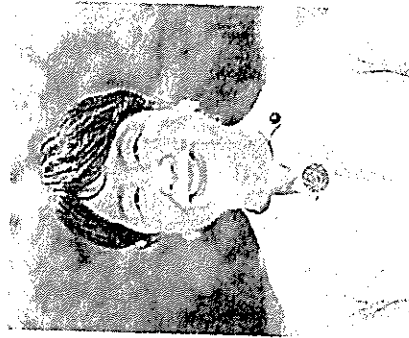
どなたでも参加いただけます

誘い合わせて  
ご参加ください

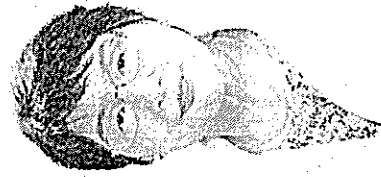
オール与党県議会の中で住民の  
願いを代弁して奮闘する日本共  
産党の役割など。映像・資料を  
使ってお話します。



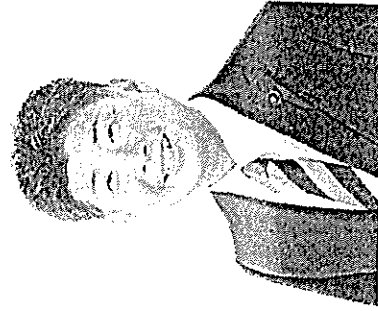
山村さちほ県議  
(奈良市区)



今井 光子県議  
(北葛城郡区)



小林てるよ県議  
(奈良市区)



太田 敦県議  
(大和高田市)



宮本 次郎前県議  
(生駒郡区)



尾口 五三大和郡山市議

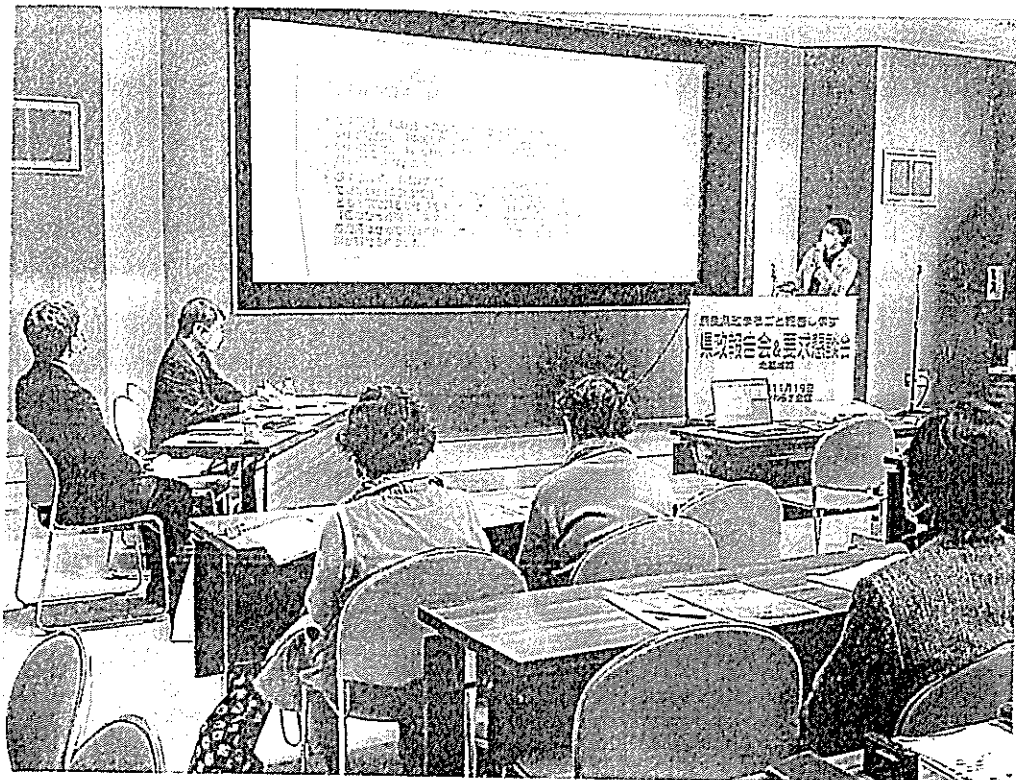
日本共産党奈良県会議員団 奈良市堂大路町30奈良県議会議内 TEL0742-(27)5291 Fax0742-(27)1492



# 4人の県議団そろって県政報告会&要求懇談会 in 北葛城郡

2022年11月19日

王寺町やわらぎ会館多目的ホール



政務活動記録簿 (要請陳情)

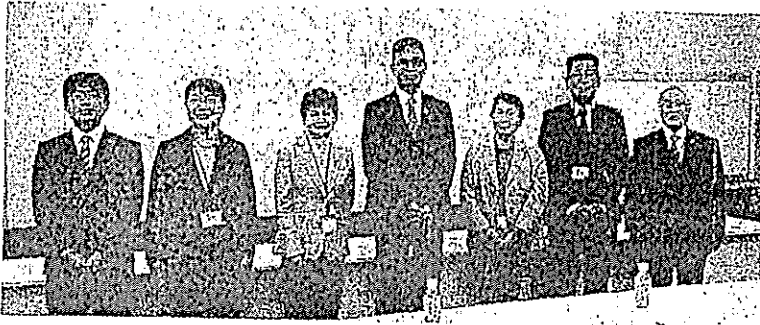
会派・議員名 小林 照代

年 月 日	2022年11月16日他				
政務活動先	政府要望 (厚生労働省、文部科学省、国土交通省、法務省、文化庁)				
政務活動の目的	県民から寄せられた政府への要望、聞き取った陳情・要望を政府関係省庁に伝え、対策を聞く。				
相手方	厚生労働省他5つの省庁 (衆議院会館でおこなうレクチャーの方式)				
内容、結果等 ※陳情要請の 効果を明記のこと	<p>別紙(2022年政府交渉報告)</p> <p>日本共産党奈良県会議員団と宮本次郎前県会議員と大和郡山市尾口五三市議会議員は、厚生労働省、文部科学省、文化庁、国土交通省、法務省に政府要請を行いました。厚生労働省では、こどもの医療費・障害者医療費助成、国民健康保険、排せつ管理支援用具の給付基準の引き上げ、コロナ対策、補聴器購入補助制度、生活保護制度、介護・福祉従事者の待遇改善などを要請。</p> <p>収穫はたくさんあり、帰宅も予定よりも少し早まりましたが、朝がいつもより早い ため疲れました。議会質問、当局への要請に活かします。(小林 照代)</p>				
要請陳情活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	東京	新幹線	京都ー東京 (往復)	27290 円	94
	京都	近鉄	富雄ー京都 (往路)	640 円	98
	国会議事堂	東京メトロ	東京ー国会議事堂 (往路)	170 円	98
	東京	東京メトロ	国会議事堂ー東京 (復路)	170 円	98
	奈良	近鉄	京都ー富雄 (復路)	640 円	98
		合計 28910 円 (すべて政務活動)			
備考	添付資料：政府5省庁交渉報告				

注 陳情要請先で入手した資料や名刺等を添付してください。

## 2022年 政府交渉 報告

日本共産党奈良県委員会と同県議員団は2022年11月21日、5省庁に41項目の要求を届け、交渉を行いました。県内自治体で住民の要求実現に活用できる回答がいくつかありましたので、要望書と回答、今後にかすポイントをお知らせします。今後のとりくみに活用ください。



参加者：山村さちほ県議、小林てるよ県議、  
今井光子県議、太田あつし県議、  
宮本次郎前県議、  
尾口いつぞう大和郡山市議(県議候補)、  
井上良子国政事務所長  
近畿ブロック 堀内照史元衆院議員  
激励と国会報告：宮本岳志衆院議員  
窓口：山下よしき参院議員事務所  
於 衆議院第2会館

明朝体 要望内容 ◎各省庁からの回答 ☆交渉団からの発言、今後にかすポイント

### 【厚生労働省】

#### 1. 子どもの医療費について

県の子どもの医療費助成制度は中卒までですが、償還払い制度となっており、手元に現金がないと受診できないと改善を求める要望が強くあります。政府のペナルティをなくしてください。

◎未就学児は平成30年(2018年)にペナルティの対象外とした。すべてでなんらかの助成をしているので国としてもふみぎった。課題は大きい。受診率が上がる。現在、市町村での医療費助成の実施状況の調査中。

☆奈良市の調査では、ほぼ変わらないというデータがある。実態として増えているわけではない。格差と貧困が広がっており、償還払いとなっているのは国のペナルティがあるから。お金があってもなくても公平に医療が受けられるようにすることを求める。ペナルティには道理がなく、国に改めさせるとともに、県に受診する権利を奪うような償還払いをやめさせるようにする事が重要。

#### 2. 障がい者医療助成を国の制度として実施されたい

奈良県では、心身障害者の福祉医療制度として、身障手帳1・2級、療育手帳A1・A2のみを無料の対象とし、一部市町村では、身障3級、4級まで対象として助成しているところもあります。障がい者医療助成は、国が全国一律の窓口負担のない助成制度として実施してください。県も要望しています。

◎各地域のニーズに合わせて自治体の判断で実施されているものと承知している。国としては障害者自立支援法で支援給付している。☆限定された人とか使えないと求めた →◎要望としてうけたまわる

#### 3. 国民健康保険について

①算定基準の子どもにかかる均等割りの軽減を拡充してください。

◎多子、低所得所帯は軽減している。この4月から未就学児は半額に軽減している。まずはこの運用状況をみたい。

②都道府県単位化で、奈良県は令和6年度から統一保険料を目指しており、市町村に保険料引き上げを促しています。統一保険料を国が促進することはやめてください。

◎2018年(H30年)以降、水準を統一してきた。将来的には同じ都道府県であれば同一となるよう、統一をめざしている。強制するものではない。医療提供体制のちがひなど、地域の実情に応じて、ていねいにすすめていただきたい。令和6年度に統一をめざすというのは奈良県と大阪。奈良県は全国的にも早い。

☆統一保険料は法定化されていない、ということを確認。しかし保険料を決めるのは市町村としながら、法定外繰り入れをしたら減額されるなど、国が統一化を旗振りするのは矛盾している。大阪と奈良の突出ぶりはあきらか。現場でのたたかひに生かす。

たが、因果関係がないという調査結果が出た。引き続き調査してもらっている。

☆白内障の眼内レンズも保険適用され、生活改善につながった、と求めた。

## 7. 生活保護制度について

①医療機関受診時の交通費の支給が立て替え払いになっていますが、現物給付にしてください。

◎必ずしも事後でなくてもいい。事前に概算払でも可能

☆必ずしも当事者が立て替えなくてもいい。現場で生かす

②温暖化で猛暑が続いている中、保護世帯では、エアコンの設置費用や買い替え、修理費用が出ません。また電気代を節約して体調を崩すなど、命に係わる問題です。夏季加算の創設、エアコン設置・修理費用の支給をしてください。

◎保護費の中でやりくりしてほしい。調査結果(H26年)では夏期に電気代が増えていない。

☆電気代は節約している、改善を求めた

③生活保護基準の引き上げをもとめます。

◎消費動向に応じて基準部会で5年に1度見直している

☆コロナ禍という状況を踏まえてほしいと求めた。

## 8. 介護・福祉従事者の待遇改善を求めます

党県議団が行った県政アンケートでは、高齢者・障害者対策で従事者の処遇の改善を求める多くの声が幅広い年齢の方から寄せられました。「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」は、時限的なものとなっています。恒久的な処遇改善を求めます。

◎処遇改善は重要。2月から3%引き上げる措置をとった。10月からは報酬に組み込んで同様の措置。費用の使途の見える化をしていきたい

## 【文部科学省】

### 1. 学校給食について

①憲法で義務教育は無償とされています。学校給食の無償化を国として進めてください。

◎地方創生臨時交付金でこの間の物価高騰に対応する6000億円を交付した。

②また、県では、学校給食に地場産小麦の使用を進めるために小麦の作付けや品種改良も行っています。食材費の国の支援を求めます。

◎農水省に地場産物を活用する事業がある。文科省には学校と生産者のコーディネーターの配置をする予算を令和5年度で要求中。3分の1補助、申請して交付する。

☆現場で生かす

### 2. 教職員の増員

①県内小中学校の教員不足は深刻となっています。令和4年度4月時点で担任が決まらない学級は55学級、6月1日現在で38学級。8月1日現在で49学級となっています。教職員の増やせるように定数を改善してください。

◎免許を持っている人の掘り起こしをすすめている。働き方改革や採用試験の改善など12月に答申が出される。教師目指す人を増やしていきたい。校長・教頭・副校長が担任に入っているのは2021年5月1日調査で小学校53にのぼる。京都府では産休代替が年度途中に起きる場合は4月から任用している。自治体でそういうことをやる場合は、支援している。4月からなら人を確保しやすい。

②スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーが非常勤雇用で、数校を掛け持ちしています。県立高校44校を担当する常勤は1人のみです。中学校は年間17日のみ派遣、小学校は現在20校のみ対応。児童が気軽に相談できない、夜

ードマップでも 5 メートルから 3 メートルの水がつかれる浸水想定区域となっています。災害時に使えなければ意味がありません。大和川は平成3(1991)年12月24日から特定河川となりました。

貴省においては、厚生労働省と連携して医療施設における避難の実効性の確保及び防災対策の実態把握を実施しているところです。その中で、「水防法」及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策に推進に関する法律」に基づく各種施策等に係るフォローアップ調査に基づき、市町村地域防災計画に位置づけられた医療施設の実態把握を、各都道府県に求めているところです。

ついては、上記実態把握の主旨、目的についてご教示いただくとともに、浸水想定地域など災害の危険のある地域への災害拠点病院建設についての是非について、貴省の認識をお示しください。

◎浸水想定地域は要配慮者が利用する施設や病院で迅速な避難のための計画づくりと訓練の実施が義務化。災害時には避難確保が必要な場所。病院などの建設を一律に制限するわけではない☆危ない場所に災害拠点病院をつくることは災害時に役立たないのではと求めた。水防法や土砂災害防止法で当該区域の病院などは避難確保計画、訓練実施の義務づけがされたわけで、事がおきれば逃げなければならぬ地域。おのずと「災害拠点」にならぬことが浮き彫りに。

### 3. 水害対策

近年、全国各地で集中豪雨による災害が発生しており、大和高田市とその周辺においても浸水被害が頻繁に起こり、深刻な現状となっています。県と市においても高田土木事務所の駐車場に雨水貯留施設の設置など計画されていますが、都市型水害を防ぐには更なる対策が必要と考えます。

①大和高田市曾大根、葛城市東室を通る国道24号線に降った雨水が水路へ流入し、わずかの降雨量でも下流域の大和高田市東中、大和高田市栄町地区内において溢れ出す状況です。葛城市東室を通る国道24号線の高架下における雨水貯留施設の実現を要望します。

◎市として必要な箇所であれば設置のために貸すことはできる。

②大和川の「特定都市河川」の指定により、補助率が引き上げられましたが雨水貯留施設の候補地が具体的に確定していない場所も存在します。そこで国からの内水対策への重点的な支援を引き続き行うことを求めます。

◎大和川は特定河川第1号で全国の先頭を走っている。指定すればしっかり支援していきたい。特定河川になれば街づくり側にも規制がかかる。計画を立てるのは県になる。

③国道165号線の大東町から近鉄大阪線踏切のあたりで今年の夏、ゲリラ豪雨による浸水被害が発生し、沿道の工場の機械が水没し、故障するという被害が出ています。近年のゲリラ豪雨に対する国道の雨水対策を講じられるよう求めます。

◎隣地の土地が排水できないようになっていたため、開発者に県が指導している。

### 4. 通学路の改善

近鉄築山駅南側にあたる国道165号線近鉄築山駅前交差点以北の国道沿いの通学路について、これまで危険な通学路として地元から改善の声が寄せられています。対策を講じられるよう求めます。

◎10年前におこなったもので、なるべく早く対策したい

## 【法務省】

旧奈良監獄について

### 1. 進捗について

奈良少年刑務所であった旧奈良監獄は、建物の老朽化、耐震不足が問題となり、2017年3月31日に廃庁

②これまでの平城宮跡周辺の木簡の出土は、代表的なものだけでも長屋王木簡が3万5千点、二条大路木簡が約7万4千点確認されています。10月末、今の和歌にあたる「倭歌(やまとうた)」と記された木簡が見つかり、奈良文化財研究所は「日本古来の歌を『やまとうた』と記した最古の例になる」とし、最古が1000年さかのぼった事例もありました。歴史的学術的に極めて重要な平城宮跡の近隣区域で地下トンネルを掘る工事は貴重な埋蔵文化財を消失しかねない危険があります。木簡など埋蔵文化財を保護する地下水に影響が予測される現状変更は認められないと考えますが、文化庁の所見を明らかにしてください。

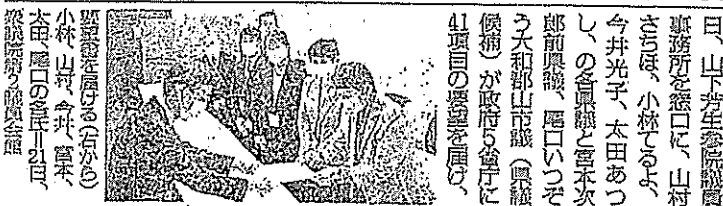
◎都市開発については必要に応じて対処していく。着工20年後、完成40年後ということでこまかいところまでつかめていない。世界遺産は係が違ふ。保存管理計画は奈良県がつけることが望ましい。☆奈良県は2028年(令和10年)に計画を決定したいとしており、貴重な埋蔵文化財が壊される危険をその前に止める取り組みが文化庁としても必要ではないか。世界遺産委員会には報告しているのか?平城宮跡の「保存管理計画」が「10年前につくる」とされているにもかかわらず、まだ策定されていない。早くつくられたい。

平城宮跡の近鉄移設は、文化庁は報道程度しか知らないとしたが、基本構想推進計画で謳っている当事者であり、そもそもつくらなければならない保存のための計画すらないまま、公園の整備を進めている問題など指摘「受け身でなく、関心をもってみたい」と答弁させた。

しんぶん赤旗  
2022年11月23日付 4面

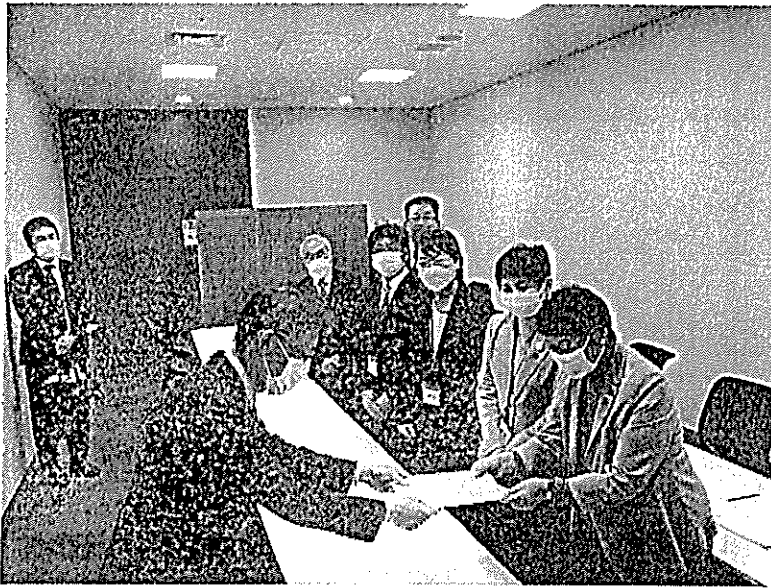
日本共産党奈良県議  
員会と同県議団は21

## 医療の不公平改めよ 党奈良県議団・県議候補 41項目の要望



日、山下若生奈良県議  
事務所を窓口にて、山村  
さとし、小林ともみ、  
今井光子、太田あつ  
し、の各県議と宮本次  
郎前県議、樋口いつぞ  
う大和郡山市議(県議  
候補)が政府ら倉庫に  
41項目の要望を届け、  
交換しました。  
子ども医療費助成  
に国がペナルティーを  
かける問題では、「窓口  
口立て替え払いをやめ  
ても受診者数は増えて  
いない」という自治体の  
調査がある。お金のあ  
るなしで必要な医療に  
かかれない不公平を改  
めよ」と求めました。  
国民健康保険料を原  
が統一しようとしてい  
る問題では、保険料な  
どの決定権者は市町村  
であることを厚生労働  
省に確認しました。  
文科省では、自治体  
が独自に奨学金制度を  
実施する場合は国の  
支援があること、小学  
校統廃合問題では「学  
級数で機械的にすませ

るものではなく、地域  
の事情に応じて市町村  
が判断できる」との回  
答を求めました。  
奈良市でバス路線が  
縮小されようとしてい  
る問題で国交省は、  
「中核市なので補助対  
象でないが、『利便増  
進計画』を作成すれ  
ば、補助の対象とな  
る」と回答。党県議団  
は旧奈良監獄の保存や  
平城宮跡内の近鉄線移  
設問題でも後世に歴史  
的遺産を継承せよと求  
めました。  
宮本岳志奈良議員が  
参加者を激励し国会報  
告を行いました。



## 2022年政府5省庁交渉

(衆議院会館会議室:レク方式で厚生労働省など5省庁)

2022・11・21 日本共産党奈良県会議員団

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 小林 照代

年月日	2022年12月7日他				
表題と発行部数	「日本共産党奈良県議会だより」2022年11月 (NO. 120) (112370枚)				
対象者	奈良県民				
配布方法	新聞折込 (101700枚)、駅頭配布等 (10670枚)				
発行目的	9月定例奈良県議会の提案、議論 (代表質問、予算委員会他)、実施した県民アンケートの結果を広報し、広く県民の意見、要望を聞く				
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務調査活動の紹介と報告に特化した (すべて政務活動)				
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9月定例県議会における日本共産党議員の本会議、委員会などでの発言、質問、提案を紹介。代表質問、予算委員会などで取り上げた県政上の諸課題についての提案、考えを示し、意見を求めた。</li> <li>・8月から実施した県政暮らしのアンケートには短期間に3200通を超す返信があった。各項目の集約をおこない、関係する行政機関や企業に要望をおこなったことを報告し、かつアンケート結果を広く県民に返した。読者の意見を求め、議会論戦に活かす。</li> </ul>				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	新聞折込代	奈良産経企画	78309円	(@2.8円) 101700枚分 × 1.1 (消費税) × 1/4	103
	印刷代	関西共同印刷所	71500円	112370枚分 × 1/4	105
	合計 149809円 (100%充当)				
備考	会派を構成する4人の議員が分担する (1/4) 添付資料: 「日本共産党奈良県議会だより」2022年11月号 (No.120)				

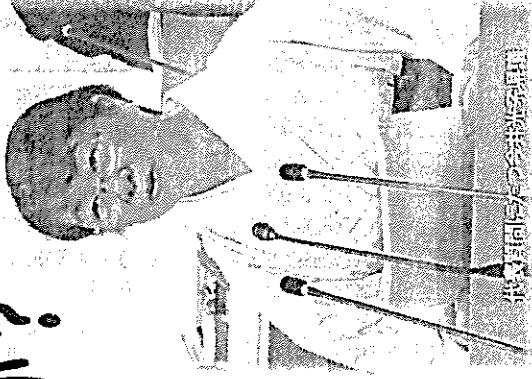
注 発行した広報紙を添付してください。



9月定例奈良県議会 今井光子議員が代表質問

# 見通しのないリニア中心の「断」部づくり「断」でいいんですか？

建設費土を2000億円超道路建設で谷を埋め、リニア新駅と開空を結ぶ鉄道新線建設に莫大な費用をつぎ込む計画



日本共産党の今井光子議員は9月26日、9月定例県議会で代表質問に立ち、荒井智和知事や担当部長に見解をたずねました。

## 今、困難している県民に寄り添った施策が求められています

2037年に東京-大阪間を67分で結ぶ夢の超特急・リニア中央新幹線があと15年でできるの見通しのもと、荒井知事は、奈良市付近駅の誘致、②新駅から開空まで新線を結ぶ、③リニアのトンネル掘削でできた土を五条まで鉄道で運び県の広域防災拠点施設に併設する2000億円超道路建設に使うことを厚意を打ち出しています。

開空までの鉄道新線建設に総事業費約1900億円、2000億円超滑走路付広域防災拠点施設建設に約7200億円の巨費を投じる超大型事業です。

リニア新幹線構想は名古屋以西はまた何ぞ決まっていますか。

今井議員は、①莫大な環境破壊（大井川水問題）、②大深度地下トンネルは危険（地上部の落盤事故（東高田川））、③莫大な建設費・維持費、④リニア沿線人口が17%減（JR東海は赤字に転落）、オゾン層など二酸化炭素の減、⑤新幹線の4倍の電力消費など「リニア計画の問題点」（参考：今井議員が質問で使ったパネル参照）をあげ、見通しのないリニア中心ではなく、今困難している県民に寄り添った対策をするべきと、根本的見直しを求めました。

知事は、岸田総理も環境アセスを原則として行っていると。リニアについては今井議員より自分（知事）の方がよく知っている。日本の鉄道は計画されて開通しなかったことはない、などと答弁。強引にすすめる考えに固執しました。

- リア計画の問題点
- 基大な環境破壊  
大井川水問題（河川汚染）
- 大深度地下トンネルは危険  
地上部の落盤事故（東高・高田川）
- 莫大な建設費、維持費
- リア沿線人口は17%減  
JR東海「採算が合わない」（2013.9）  
JR東海「赤字経営に転落」（2021年3月期決算）

議員が代表質問で使ったパネル、リニア新線の問題点

9月定例奈良県議会で提出されたコロナ対策が中心の一般会計補正予算案ですが、マイナンバーカード利活用推進事業費を含むもので、日本共産党奈良県議員団は同議案についてのみ反対。太田あつし県議が反対討論を行いました。



## “マイナンバーカード”取得を押し付けるな 太田あつし県議が補正予算案で討論

マイナンバーカードの取得はあくまで任意です。しかし政府はマイナンバーカードの普及促進に相当な力を傾注しています。健康保険証を2024年秋ごろをめどに原則廃止し、マイ

## 旧統一協会の被害者救済の窓口設置を

知事は、関係団体が主催する国語イベント（EASTROAD）に知事のメッセージを送っていたこと、県主催の大和川一斉清掃事業に旧統一協会の地域教会が参加していたことを明かし、「今後は各種行事に出席や後援などを求める団体について社会的に問題がないかを調査して、慎重に対応する」と答弁。相談窓口の設置については「検討したい」と述べました。

知事がEASTROADにメッセージを送っていたのは2019年と21年の2年間。今井議員が「2019年は知事選挙の年だったが、統一協会から選挙ホウレンブツのお礼といったことはなかったのか」との質問に知事は「一切ありません」と答えました。

## 「国葬には莫大な税金を使うなら、困窮している人を助けるべき。知事の「国葬」参加に

安倍元首相の「国葬」に知事が公費で参加するにあたり、今井議員は公費を支出するべきではないと主張。知事は「国葬」出席は公費であるため、公費で出席するのは当然」と述べましたが、今井議員は「「国葬」に莫大な税金を使うなら、困窮している人を助けるべき」と主張しました。

命で工事が停止している問題で今井は、国語防災工事が進捗していないのだからと、住民は困窮するだけ、砂災害への不安がある。早急に防災工事をすすめるべきだと主張しました。知事は、事業費は年内に防災工事を緊急対応策計画書を月末に作成し、工事する計画だと回答しました。

知事は、関係団体が主催する国語イベント（EASTROAD）に知事のメッセージを送っていたこと、県主催の大和川一斉清掃事業に旧統一協会の地域教会が参加していたことを明かし、「今後は各種行事に出席や後援などを求める団体について社会的に問題がないかを調査して、慎重に対応する」と答弁。相談窓口の設置については「検討したい」と述べました。

知事がEASTROADにメッセージを送っていたのは2019年と21年の2年間。今井議員が「2019年は知事選挙の年だったが、統一協会から選挙ホウレンブツのお礼といったことはなかったのか」との質問に知事は「一切ありません」と答えました。

日本共産党  
奈良県議会だより  
NO.120  
22年11月

日本共産党奈良県議員団  
県議員 山村さち子  
県議員 今井光子  
県議員 小林てるよ  
J-680 奈良市東大寺町3-15-15 県議会内  
TEL 0742(27)5291 Fax 0742(27)1492

ナンバーカードと一体化した「マイナンバーカード」に切り替える方向で検討しており、これは事実上の義務化です。

カード交付開始から6年が経つ。普及が進まなかったのは国民があえてカード取得の必要性を感じていないからです。

個人情報保護に対する懸念やデジタル機器を使いこなさない人は行政サービスから取り残される恐れがあります。また、「効率化」を口実に町内の窓口が廃止、縮小されれば相談しづらくなります。今後、運転免許証との統合を計画しています。

マイナンバーカードの普及を国民生活のさまざまな面に拡大することには、個人情報の集中や国家による管理の危険が指摘されています。

国民が望んでいるわけではない「全員取得」を押し付けるべきではありません。

# 反政討論

2021年県決算認定

山村 幸徳 議員



2021年決算の承認案がごおなされました。山村幸徳議員が反対討論に立ちました。

## コロナ感染症対策 これ以上の病床削減は認められません

令和3年度も新型コロナウイルス感染症が感染拡大の波を繰り返す中で、保健所をはじめ、県職員の方には懸命に対応していただきました。県のコロナ感染症対策では、主に入院病床の確保、療養のためのホテル確保、事業者への感染制度の創設などに取り組まれましたが、コロナ感染症によって、経営困難に陥った医療・介護事業所・障がい者事業所への財政支援を求め、要望が強くあつてもかわらず、県独自の支援策はありません。また、中小事業者からも、支援を求める要望が寄せられましたが、直接支援の対策は実施されませんでした。

コロナ対応で逼迫する保健所の体制強化は待たないです。県としては県職員の応援

令和4年度に保健師を6名採用されましたが、吉野・内野保健所を統合し、4か所に削減。地域医療構想では、病床機能分化と病床転換を進めて病床が2021年度までに550床減少し、介護医療院などに転換されています。コロナ感染症が増加する中で、自己療養を余儀なくされる方が増え、救急搬送困難事例も生じています。これ以上の病床削減は認められません。今後、どのような新たな感染症が起るかわかりません。感染症病床や保健医療体制の強化が必要です。

## 大型事業費予算を 県民の暮らし最優先に

一方、実現の見過しに持てないうち新幹線の誘致と関西空港新線の開発には、すでに調査費用として1億4000万円も投入しています。大規模防災拠点への2000坪滑走路の整備、平城宮跡園芸公園の新たな歴史体験整備など、不要不急の大型事業を

## インボイス制度導入は「適切な措置を講ずる」よう国に求める

### 日本共産党の提案見書と全会一致採択

日本共産党議員団が提案したインボイス制度導入の安定的な事業運営のために適格請求書等保存方法(インボイス制度)導入にかかる適切な措置を求める意見書が、全会一致で採択されました。小林



小林 憲二 議員

## お詫ひと訂正

6月定例会県議会報告の日本共産党奈良県議員団発行「県議会だより」の「日本共産党が提案『痴漢被害への対策を求める意見書』全会一致採択されました」

の記事にある「公教育に人権・ジェンダーの視座に立つた包括的性教育を位置づけることなどを求めています」とは、意見書の中に含まれていませんでした。お詫ひと訂正します。

# ご協力ありがとうございました。 3200通超の返信をいただきました。 びっしり書き込まれた要求、願い実現へ全力で取り組みます

## 県政暮らしアンケート

### 5 公共交通問題で要望を(自由記載)

返信者の3分の1の方が、要望、願いを書き込みました。「ダイヤが利便し不便」「高い」「道路や歩道が凹凸、なにかして」「などの共通した意見をばじめ、地図入りでここにカーブミラール」など願いが書き込まれました。

### 3 高齢者支援で何を求めるか(複数回答)

- (1)介護保険料利用料の引き下げ(51.1%)
- (2)年金の引き上げ(50.0%)
- (3)後期高齢者医療費窓口負担引き下げ(41.3%)
- (4)介護福祉従事者の処遇改善(39.8%)
- (5)特養ホーム等高齢施設の充実(39.0%)
- (6)免許返納後の支援拡充(37.3%)

### 1 コロナ禍で暮らし向きはどうか(複数回答)

- 「厳しくなった」(67.6%)
- 7割の人が厳しくなったと答へ、理由には①物価高(59.9%)、②年金がへった(32.4%)などをあげました。食費を削ったり(55.2%)、娯楽を控え(46.2%)、貯金を取り崩して(34.6%)対処しています。コロナ禍は日常生活に重大な影響を与えています。

### 2 子育て支援で何を求めるか(複数回答)

- (1)子ども医療費無料化に(39.1%)
- (2)いじめ・不登校対策(39.0%)
- (3)給食の無料化(34.1%)
- (4)通学路の安全対策(30.7%)
- (5)学校のトイレの改善(22.2%)

### 4 県政二期待すること(複数回答)

- (1)国庫料の引き下げ(45.9%)
- (2)上下水道料金の引き下げ(43.0%)
- (3)最低賃金引上げ(28.3%)
- (4)果道の整備(23.3%)
- (5)地産地消など農林業の振興(21.7%)

### 7 国政に何を望むか

- (1)ケア労働者の処遇改善(79.8%)
- (2)気候変動対策(73.7%)

●県域水道一体化(広域化)事業について  
(1)賛成(17.4%)  
(2)反対(42.4%)  
(3)わからぬ(40.3%)

●2000坪滑走路付広域防災拠点施設建設について  
(1)賛成(16.6%)  
(2)反対(44.0%)  
(3)わからぬ(39.5%)

●2000坪滑走路付広域防災拠点施設建設について  
(1)賛成(16.6%)  
(2)反対(44.0%)  
(3)わからぬ(39.5%)

●2000坪滑走路付広域防災拠点施設建設について  
(1)賛成(16.6%)  
(2)反対(44.0%)  
(3)わからぬ(39.5%)

**健康保険証をなくさないで  
ワンストップで届出申請!**

「届出申請が面倒で、健康保険証をなくさないで届出申請したい」と県知事事務所に申し込まれた。健康保険証をなくさないで届出申請したいという声に応え、ワンストップで届出申請ができるようにしました。

以上から、令和3年度決算認定に反対します。

見直す予定です。  
県域水道一体化事業は、広く県民への周知を。県域水道一体化について、奈良市は、水道の自治を守る観点から、断念を決めました。一体化について、県民にはほとんど内容が知られておらず、市町村にも情報が届いていません。広域化ありきで進めるのではなく、県民参加で議論して、住民自治を大切にすることを求めます。

政務活動信記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 小林 照代

年月日	2023年2月9日他				
表題と発行部数	「日本共産党奈良県議会だより」2023年1月 (NO. 121) (112800枚)				
対象者	奈良県民				
配布方法	新聞折込 (101700枚)、駅頭配布等 (11100枚)				
発行目的	12月定例奈良県議会の提案、議論 (代表質問・一般質問)、決定を広報し、広く県民の意見、要望を聞く				
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務調査活動の紹介と報告に特化 (すべて政務活動)				
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・12月定例県議会での日本共産党議員の本会議、委員会の発言、質問、提案を紹介。代表質問、一般質問などで取り上げた県政上の諸課題についての提案、考えを示し、意見を求めた。</li> <li>・新年度予算編成の時期にあたり、県議、県議団に寄せられた要求、願いを予算に反映するよう求め、予算要望書を知事に提出。懇談したことを、要望内容と合わせて詳報した。</li> <li>・県議団が取り組んだ県政暮らしのアンケートに書かれた身近な要求から、国政にかかわるものを政府省庁交渉を実施し、国に要望したことを知らせる。</li> </ul> <p>読者の意見を求め、議会論戦に活かす。</p>				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	新聞折込代	奈良産経企画	78309円	(@2.8円) 101700枚分 ×1.1 (消費税) ×1/4	130
	印刷代	関西共同印刷所	63250円	112800枚分 × 1/4	129
	合計 141559円 (100%充当)				
備考	会派を構成する4人の議員が分担する (1/4) 添付資料: 「日本共産党奈良県議会だより」2023年1月号 (No.121)				

注 発行した広報紙を添付してください。

# 県民に寄り添い、暮らし・福祉を守る 県政実現に全力



2023年新春

戦争か平和か—日本も世界も歴史的岐路に立つ新しい年が幕をあけました。大軍拡大増統の「戦争する国づくり」ストップ!、大型公共事業中心の政治から、「住民こそ主人公」、県民のいのち、暮らし・営業を守る政治に転換するため、今年も全力で頑張ります。

## 相談申請をためらう事のないうち 公正適正な生活保護のしおりを

新型コロナウイルスのまん延、生活困窮者は増加していますが、生活保護受給者は伸び悩んでいます。

その原因として生活保護制度の周知不足や「生活保護にはイヤ」という制度に対する忌避感の強さ、相談しにくいと感じる対応をされたから一度と相談したくないという不信があります。

小林照代議員は代表質問で、生活保護を本来の意味で権利にするための行政の取り組みが強く求められていると強調しました。

小林議員は、1つは、ひとの生活保護人の忌避感を減していくこと。2つは、「相談件数のつらさ」のくらし

## 生活保護受給は国民の権利!



代表質問  
小林 照代議員

の割合で、生活保護申請にこたえているか」の指標も課題の一つです。3つは、「生活保護のしおり」が親切丁寧なものになっているかどうかだと述べ、知事に「生活保護制度が憲法第25条の生存権保障の要諦に基づいて適用されるのは、

自治体での運用にかかっている、生活

## 地下水脈をきり、本質なく埋蔵文化財損失の恐れ 平城宮跡 近鉄線移設・地下化計画 本当に必要ですか 見直しを求める



一般質問  
山村 幸穂議員

策は必要だが、内の踏切は過半数無事故で渋滞較的軽微だし、余裕がなくなってきた張りましたが、は「本質よりも命大事」と憂へくまでも移設進める発案です

また、山村議員奈良県の性善十

山村幸穂議員は一般質問で、平城宮跡を横切る近鉄線移設について知事に質問しました。

適切な渋滞対策として近鉄大和西北大寺駅から奈良駅までの路線を側面へ移設して大宮通りの地下を穿つ計画は、「世界遺産に認定された平城宮跡の本質なく埋蔵文化財に影響を与える危険性が高い」と指摘しました。国宝の「平城宮跡出土土間」3184点などは、豊富な地下水によって保存されてきたと強調し、「地下トンネルを掘ることは、この貴重な土間や遺構を保護する土を半ば永久に剥ぎ取り、水の流れを変え、埋蔵文化財を消滅させる危険がある。多額の費用負担をして、移設、地下化が必要なのか、検討が必要だ」と主張しました。今後、人口減少などで渋滞が発生しない可能性も指摘しました。

これに対して知事は、国から法に基づき踏切道改良が求められているもので、交通渋滞と踏切事故をなくす安全対策に資するところまいました。

着せホトセウターが、被害に及ぶ人がいても緊急に駆け込める体制を求めたのは、子ども女性層が改善に取り組みしてほしいと表明しました。一歩前進です。

**日本共産党 奈良県議会だより**

2023年 1月 NO.121

日本共産党奈良県議会議員団

国会議員 山村さちほ  
県議員 山村さゆり  
県議会議員 多井 光子  
県議会議員 小林てると

0-801奈良市大宮町10番奈良県議会内  
E0742(2)75291 Fax0742(2)1492

## 12月定例奈良県議会報告

12月定例奈良県議会は12月1日開会、一般会計補正予算などを審議、議決し15日に閉会しました。

12月7日、小林照代議員が代表質問、8日に山村幸穂議員が一般質問をおこないました。

保護の利益を享受する人が、ために申請できるもの、また不適切、不対応を致せることがないよう、国としてどのように取り組んでいくのか質問しました。

知事は、「生活に困窮して支援を受ける方」に、状況に応じた適切な援手をするためには、関係者が一人にのみよって、丁寧な相談対応をいくことが必要」と述べ、ために相談というメッセージをホームページで積極的に発信していることをほめた。また、「生活保護のしおり」については、現在、相談や申請をためらうる業態になっているのが見直しを促しているとおぼす。

生活保護の受給は国民の権利である。その権利は公正に運用されなければならない。事業は早く中止し、利権を握る公的機関の責任を押し、救済を促すのは県の責任であるとおぼす。

# 子ども医療費助成制度、18歳までの対象拡大と病院窓口での「完全無料」の実現を

## 政府交渉



県政審議のメンバーに寄せられた願い

### 県政の願いを届ける

#### 国政に、県政に

# 実現せまる

日本共産党奈良県議会議員 園田は1月21日、厚生労働省、文部科学省、文化庁、国土交通省、法務省の政府5省庁に、県議団に寄せられた国政要求41項目を報告。交渉しました。

子ども医療費助成で、国がべナルティをかけることで自治体な考えの制度助成の拡充などもまさない問題で、「お金のあるなしで必要な医療にかけられない不公平を改めるべきだ」と求めました。小学校統廃合問題では「地域の事情に応じてすすめるべき」となりました。

県内のバス路線が縮小されることになっている問題、平城宮跡内の近鉄線移設、地下化問題などで、県民の暮らしを守り、奈良らしい自然と文化遺産を守るための事業を進められるよう国の支援を求めました。

厚生労働省に国政要求を呈する議員団

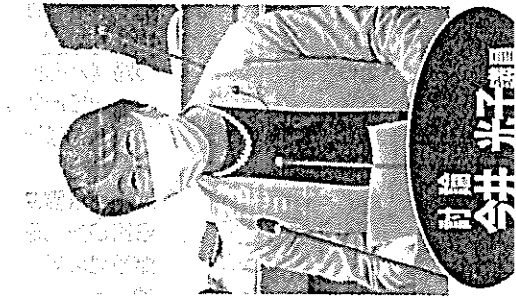


# 市町村の独自の取り組みを押さえつけ、地方の自治を壊す「奈良モデル」事業はやめよ

日本共産党奈良県議会議員 園田は11月30日、新年県予算編成にあたり、共産党県議会議員団に寄せられている県政にかけられる議案要求を、県予算に盛り込むよう求めて「2023年県予算案」を提出。武井正吉知事と総談（上亭談）しました。

予算案要求書は県庁要員41項目、個別の288項目。

新型コロナウイルス感染症対策の推進、急激な物価高騰で暮らしと営業が直撃をうけているのに対して暮らしと営業の立てをしよう、高まる燃料、後期高齢者医療費窓口負担の引き下げを求め、県大なる予算を投入する2000億円、滑走路建設計画や先の見えないうち中津新幹線「奈良田原駅」設置と関連付けた鉄道新線計画を見直し、住民こそ主人公の予算編成に切り替えるよう求めました。



奈良県議会 伊井 光博

本会議最終日には伊井光博議員が討論にたちました。会議も討論にたちたのは日本共産党のみ。他党は賛成反対いずれの討論もせずに全ての議案に賛成しました。

伊井議員は、12月議会提出の補正予算案の議案が政府交渉でも取り上げたコロナ対策で医療機関の支援や光熱費対策を中心にしていたが、日本共産党議員団は提出議案の中から議案に反対しました。

知事、副知事の特別職報酬引上げ条例、目黒家など方議員提案した議員報酬の引き上げ条例は、物価高騰で県民が食費や光熱費を削るなどしているなかで県民感情にそぐわないとして反対しました。

個人情報保護条例の改正は、国の作った法に従うものですが、個人情報の保護が後退するものであり反対しました。

奈良県には理工学部がないので若者が県外流出することによって新たな学部の設置が必要と

新たな工科大学を県内にするという計画が急遽なりました。この背景には大学の設置基準が専任教員が少なく、大幅な規模がおこなわれたことが学生の学ぶ環境確保に不利です。地域の産官学として企業との共同研究成果に応じた給与や柔軟な雇い入れの対応は必要のものです。また、政府は、経済安全保障もに軍事費増大の相取をとり、日本のや研究機関、民間企業技術力軍事力増強の懸念される危険があり、年度の防衛費の研究開発研究費を半減している。大学は権力の支配にこたなく、教育研究を平和と人類の福祉の向上に寄与するべきと考え、学務部の議案に反対し、その他の議案には賛成しました。



奈良県議会 大田 敬信

# 「地域の中小企業・小規模事業者への支援充実を求める意見書」 全会一致で可決

新型コロナウイルスが確認されてから3年近くが経ち、物価高騰も深刻な事態となっています。

中小企業・小規模事業者をとり巻く環境は、経営者の高齢化と後継者の不在が大きな課題であり、相次ぐ自然災害による被害や新型コロナの

も重なり、地域の経済活動に大きな影響がいます。

大田あつし議員は、コロナ禍と物価高騰の困難に直面する中小企業規模事業者を支援、地産地消を推進するための支援を求め、中小企業・小規模事業者の技能の伝承、起業・創成支援の体制強化を求め、議員団決議を全会一致で可決しました。今後引き続き事業者の就業と生活を守

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動指図書 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 小林 照代

年 月 日	2023年2月9日他				
表題と発行部数	「小林照代の県議会だより」2023年1月号 (NO.26) 40000 枚				
対象者	奈良県民				
配布方法	新聞折込 (37700 枚) 、 駅頭配布・ポスティング (2300 枚) 他				
発行目的	1 2月定例県議会の日本共産党奈良県会議員団と小林照代県議の本会議 (代表質問) と厚生委員会での論戦を広報し、広く県民の意見・要望を聞くため				
按分率の説明	すべて政務活動と調査活動の報告				
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・22年12月定例県議会でおこなった代表質問の質疑を報告した。西奈良県民センター跡地問題、県民の生活保護受給の申請を受けやすくする自治体窓口のありようなどで県の姿勢をたじた。</li> <li>・9月から県内で取り組んだ県政暮らしのアンケートは短期実に3200人を超える県民から回答が寄せられ、身近な要求などが書かれてた。課題によって整理し、関係機関への要望をおこなったことを、アンケート回答者を含む県民に返した。改めて、要望・意見を聞き取り、関係機関などへの要望に繋げる。</li> <li>・コロナ要望、国政課題での政府要望をまとめ、県交渉、政府交渉をおこなったことの報告をおこなった。</li> <li>・意見を求め、議会論戦などに活かす。</li> </ul>				
編集・制作・ 発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	新聞折込代	奈良産経企画	116116 円	@2.8 円×37700 枚分 ×1.1 (消費税)	131
	印刷代	関西共同印刷	220000 円	40000 枚分×1.1 (消費税)	128
	※ 100%充当 合計 336116 円				
備考	添付資料：「お元気ですか小林照代です (小林照代の県議会だより)」2023年1月号 (NO. 26)				

注 発行した広報紙を添付してください。



# お元気ですか 小林てるよです

日本共産党奈良県議会議員

## 小林 照代の県議会だより

ブログ：小林てるよのブログ 小林てるよ 検索

2023年 1月

NO. 26

\*\*\*

日本共産党奈良県議員団

奈良市登大路町30

奈良県議会内

tel 0742 (27) 5291

fax 0742 (27) 1492

naraken-jcp@forest.ocn.ne.jp



代表質問  
小林 照代 議員

### 生活保護支給は国民の権利！ 相談、申請をためらわない公正で丁寧な対応を

新型「コロナ禍」のもとで、生活困窮者が増加していますが、生活保護者数は伸び悩んでいます。

原因として▽生活保護制度の周知不足、▽「生活保護だけはイヤ」という制度に対する忌避感の強さ、▽相談しただけで屈辱的な対応をされたから2度と相談したくないという行政不信があります。

今、生活保護を本当の意味で、「国民の権利」にするための行政の取り組みが強く求められています。

小林照代議員は代表質問に立ち、荒井知事に「生活保護制度が憲法第25条の生存権保障の理念にそって運用されるべき。自治体での運用にかかっている。生活保護の利用を考える人が、ためらわず申請できるように、また不適切、不当

う、県としてどのように取り組むのか」と質しました。これに対して知事は、生活にお困りで支援を必要とする方に、状況に応じた適切な支援をするためには、関係者が

### 西奈良県民センター跡地活用問題

売却でなく、住民の声を尊重した活用を！  
— 公有地、公共施設は住民と自治体の共有財産です —

西奈良県民センターは1971年に建設されてから50年近くになつたり住民の学習や交流、いこいの場として、また、投票所、健診、予防接種など多様に活用されてきました。

しかし、新旧住民の交流という設立当初の目的を達成し、また、老朽化と耐震性能が十分という理由で2016年に廃止され、2019年3月

一人一人によりそって、丁寧な相談対応をしていくことが必要と答え、ためらわず相談というメッセージをホームページで発信していると答弁。小林議員がさらに、「奈良の生活保護行政を良くする会」が県下の市町村の『生活保護のしおり』を調査して、公正適正なものになっているかの内容をチェックした調査結果に基づいて、改善を求めたのに、知事は「今、相談や申請をためらわず表現になっていないか見直しをすすめている。その結果は、県内のすべての福祉事務所・市町村とも共有したい」、「生活保護の支給は国民の権利であり、その権利は公正に運用されなければならぬのでチェックをし、改善を促すのは県の責任だ」と答へました。

しかし、約1年たつて出された県の回答は「奈良市は活用意向なし」との考えであり、県としては売却の手続きを進めていくと回答。住民の思いに怒りがいつきに広がりました。小林議員は代表質問で「西奈良県民センター跡地の処分方針の決定には、住民の意見が反映されていない。県有資産の売却は、住民の福祉・くらしに深く影響を及ぼすため、にも求めていきます。

### 小林てるよ

この2年ほどは、2ヶ月に一度程度の訪問を繰り返しているUさんのご夫婦を、昨年末の大晦日にお訪ねしました。Uさんは90歳、夫は86歳。Uさんは「要支援2」、夫は「要支援1」。

この1年間の間に、夫が倒れ、4月に救急車で緊急入院されたり、11月に伺った折には、10月に夫が肺に異常があると言われ、緊急の手術を受け、その際、病室の隣の人がコロナに感染して、急遽迎えに来るようになると言われ、デイサービスに行っていたUさんが困りはてたことなどの訴えをお聞きしました。

### くもりのち晴れ

今回は、「今、介護度の認定の見直しを申請しています。その結果がまた返ってきていません。日頃から、定期的な検査が必要で、通院が欠かせない状態なのに、要支援では介護タクシーを使えません。本当に困っています」と訴えられました。

介護保険の要介護認定がだんだん厳しくなつて、それぞれの段階に応じて、サービスの内容や給付額の上限が決められます。誰もが、必要な介護が受けられように、介護認定の改善・利用料負担の軽減が求められていきます。

小林てるよ事務所のご案内  
奈良市富雄元町2丁目1-12細川ビル2-C号  
tel 0742(47)5884 fax 0742(47)7722



県のコロナ対策本部に要望書を  
手渡す共産党県議団

コロナウイルス感染症の感染拡大が広がっています。第8波です。奈良県では、病床使用率が60%を超えて、医療機関でクラスターが頻発し、職員のやりくりが逼迫するなどしています。また、死亡者数が急増し、第7波をこえました。感染しても全数把握されていないので、感染状況は正確にわかりません。日本共産党奈良県議会議員団は1月13日、荒井知事に対して、第18次になるコロナウイルス感染症感染拡大に対応する緊急申し入れをおこない、注意喚起や予防対策、医療体制の強化、対応に全力で取り組んでいる医療機関や高齢者施設などへの支援の強化などに取り組むよう求めました。政府に対しても、大軍拡大増税をもくろむのではなく、医療機関が新型コロナ対応に全力をあげて取り組めるよう直ちに支援をするよう、県としても求めるよう要望しました。

高齢者施設でのクラスター発生や死亡者数は第7波以上

# 第8波コロナ感染症への対策に全力を

## 日本共産党奈良県議団が第18次緊急申し入れ

### 政府 要望

子ども医療費助成制度の拡充のため

## 国保の国庫負担金減額調整(ペナルティ)をすぐにやめよ

知事には県民の切実な願い288項目の「予算要望書」を提出

本共産党奈良県議会議員団は2022年11月21日、労働省、文部科学省、文化庁、国土交通省、法務省、政府5省庁に、県議団に寄せられた国政要求41項目を要望、交渉しました。子ども医療費助成で、国がペナルティをかけること、自治体が生かす制度助成の拡充がすすまない問題「お金のあなで必要な医療にかかれない不公平を改めるべきだ」と求めました。小学校統廃合問題「地域の実情に応じてすすめるべき」とただしま。内のバス路線が縮小されようとしている問題、平

国政に県政に  
願いを届け  
実現せまる

城跡内の近鉄線移設・地下化問題などで、県民の暮らしを守り、奈良らしい自然と文化遺産を守るための事業が進められるよう国の支援を求めました。

☆☆

11月30日には、新年度予算編成にあたり、県政暮らしのアンケートなどで共産党県議団に寄せられてい



る県政にかかわる諸要求を、県予算に盛り込むよう求めて「2023年度予算要望書」を提出。荒井正吾知事と懇談しました。重点要望41項目、個別の288項目です。急激な物価高騰で直撃をうけている暮らしと営業応援の手立てをとるよう求めました。

県政暮らしのアンケートに多数のご協力 ありがとうございます

# びっしり書き込まれた要求、願いの実現に 全力で取り組んでまいります

2022年  
県政暮らし  
の  
アンケート

県政暮らしのアンケートへのご協力ありがとうございました。9月初旬に取組みをはじめて以来、短期日のうちに県内で3300通を超える回答(小林照代議員あての返書は767通、12月20日現在)が寄せられました。コロナ禍や物価の高騰で暮らし向きが厳しくなり、子育て支援では「子どもの医療費を無料に」また、高齢者支援では「介護保険料や利用料の引き下げ」「年金の引き上げ」など切実な願いを寄せていただきました。また、地域の要望として「ガタガタの道路・歩道を整備してほしい」「バスの減便は買物、通院に不便」などのご意見もいただきました。これらのご意見をしっかり受け止め、要求実現へ取り組んでまいります。

このため、「食費・光熱水費を切り詰め」(55%)、「娯楽をカット」(46%)、「貯金の取り崩し」(35%)などで対応(複数回答)しました。

②子育て施策で望むこと(複数回答) 多い順番に。  
1) 子ども医療費無料化(40%)  
2) いじめ・不登校対策(37%)  
3) 給食費無償化(31%)が上位となり、通学路の安全対策、学校のトイレ改善(洋式化など)が続いています。

⑥高齢者対策で望むこと(複数回答) 多い順番に。  
1) 介護保険料引き下げ(52%)  
2) 年金引き上げ(51%)  
3) 介護従事者の処遇改善(42%)。さらに、後期高齢者医療費窓口負担の引き下げ、免許返納後の高齢者移動支援充実の願いが続きました。

④県政に期待すること(複数回答) 国保料引き下げ、上下水道引き下げを求める方が43%。最低賃金引き上げ(30%)、県道の整備促進(23%)が、これに続きました。

⑤県域水道一体化について 県域水道一体化計画には奈良市は不参加を表明しましたが、どう思うかを聞きました。賛成15% 反対46% わからない39%。

⑥2000円滑走路建設について 県が五條市に防災拠点施設の建設を計画しています。共産党県議団はヘリポートをともなう同施設建設を提案し、促進してきましたが、突然、県は2000円滑走路を併設すると言いました。どう思うかを聞きました。賛成15% 反対48%

わからない37% 莫大な費用を使い、私たちの生活にかかわる重要な問題です。「わからない」が4割を占めました。県政情報をしっかり知らせ、県民的議論をつくすことが求められています。

⑦自由記載欄 びっしりと、「困ったこと」「願い」が書かれています。ひとつ一つ、改善や実現するために、奈良土木事務所、奈良交通、近鉄には要望書を提出。寄せられた要望を伝え、改善や実現を求めました。引き続き取り組んでまいります。 \*\* 一部ですが、「声」を紹介します。 ・全車、ノンステップバスに。 ・道路・歩道が凸凹で、お年寄りやベビーカーは歩きにくい。 ・白線が消えていて、危険! ・通院・買物に行くにも乗り継ぎが必要で、時間はかかるし料金が高い。 路線廃止はしないほしい。 ・「ななまるカード」はありがたい。

①コロナで暮らし向きは? 66%の方が「厳しくなった」。物価があがったからとした人が63%(複数回答)でした。



2022年度事務所状況報告書

会派・議員名 小林 照代

① 務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
② 所在地	住所 奈良市富雄元町2丁目1番12号 2-C号 電話 0742 (47) 5884 延べ床面積 38.4㎡
③ 他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他 ( )
④ 所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> ) 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤ 按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積 38.4㎡ (a) うち政務活動使用面積 19.2㎡ (b) <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間(a) うち政務活動使用時間 時間(b) (b)/(a) = 19.2/38.4 → 按分率 1/2
⑥ 事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1/2 (按分率の考え方: 後援会活動と面積分担で按分)
⑦ 駐車場代の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方: )
⑧ 光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1/2 (按分率の考え方: 事務所賃借料と同様の考えで按分)
⑨ 備考	毎年度末に同一条件での契約継続を相互で確認

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。

建物賃貸借契約書 ( 店舗 ) 新法による普通型賃貸借

1. 賃貸物件の表示

住所表示	奈良市富雄元町2丁目1番12号		
建物の表示	所在地	奈良市富雄元町2丁目332番地1, 332番地2	
	マンション名	網川ビル	
	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根 4階建	
	床面積	1階 173.27 m <sup>2</sup> 4階 195.48 m <sup>2</sup> 7階 0.00 m <sup>2</sup>	
		2階 195.48 m <sup>2</sup> 5階 0.00 m <sup>2</sup> 8階 0.00 m <sup>2</sup>	
		3階 195.48 m <sup>2</sup> 6階 0.00 m <sup>2</sup> 9階 0.00 m <sup>2</sup>	
	専有部	332番1	
	分の建	2-C号	
	物の	鉄筋コンクリート造1階建	
	構造	建物種類 事務所・店舗	
	専有面積	2 階部分	38.4 m <sup>2</sup>
付属設備	別紙付帯物業の通り。		
特記事項	事務所以外の使用禁止。屋外看板禁止。		

2. 賃料その他の負担の帰属

賃料	月額金	90,000 円也	(消費税含む。)
管理費(共益費)	月額金	0 円也	(消費税含む。)
駐車料	月額金	0 円也	第 号(別紙位置図参照)
礼金(権利金)	金	270,000 円也	(消費税含む。)
敷金(保証金)	金	0 円也	

指定口座	三菱東京UFJ銀行
(振込手数料は借主負担です。)	

3. 使用目的及び契約期間

使用目的	事務所
契約期間	平成23年5月1日 より 平成25年4月30日 まで
引渡し	平成23年5月1日 まで

4. 特約事項

第1条 借主は、本物件の賃貸借期間中は、賃貸借契約時に締結した保証委託契約を継続するものとする。(2年毎更新。更新時賃料の50%)

第2条 借主は店舗総合保険に加入すること。(2年毎更新)

第3条 鍵を紛失した場合、鍵を交換し、その費用は借主とする。但し鍵交換をした場合は貸主に報告し鍵を1本預けるものとする。

貸主 と借主 とは  
重要事項説明書を確認の上、登記表示不動産(以下本物件という)につき下記の通り賃貸借契約を締結し、その証として本契約書2通を作成し、貸主、借主各自署名捺印の上各1通を保有する。

小林 照代

と借主

平成23年4月29日

貸主(甲) 住所 [Redacted]  
氏名 [Redacted]  
電話番号 [Redacted]

借主(乙) 住所 奈良市三碓1-9-20  
氏名 小林 照代  
電話番号 0742-46-6966

連帯保証人 住所 [Redacted]  
氏名 [Redacted]  
電話番号 [Redacted]

契約者以外の同居者

氏名	年齢	性別	続柄	勤務先
	才			
	才			
	才			
	才			

仲介業者

免許番号 [Redacted]  
住所 [Redacted]  
商号 [Redacted]  
代表者 [Redacted]

仲介業者

免許番号 [Redacted]  
住所 [Redacted]  
商号 [Redacted]  
代表者 [Redacted]

取引主任者  
登録番号 [Redacted]

取引主任者  
登録番号 [Redacted]

2022年度雇用状況報告書 (その1)

会派・議員名 小林 照代

① 雇用者	氏名 住所 電話番号	[Redacted]																												
② 雇用形態	<input type="checkbox"/> 直接雇用 <input checked="" type="checkbox"/> 派遣等																													
③ 雇用期間	2022年4月1日～2023年3月31日																													
④ 職務内容	会派の政務調査活動と同関連事務補佐																													
⑤ 給料 (賃金)	1800円 ( <input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給 )																													
⑥ 按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 ( 時間 ) / 政務活動 ( 時間 ) + その他業務 ( 時間 ) 政務活動に要した時間に係る賃金のみを支払 <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">按分率 1 / 1</span> い、その分を政務活動費として充当する ( その他の業務に要する時間に係る賃金は出向元が支払い、政務活動費は充当しない )  <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>政務活動時間</th> <th>出退勤時間</th> <th>その他の時間 (参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月 (18日)</td> <td>69.0時間</td> <td>96.5時間</td> <td>27.5時間</td> </tr> <tr> <td>5月 (18日)</td> <td>65.5</td> <td>93.5</td> <td>28.0</td> </tr> <tr> <td>6月 (21日)</td> <td>85.0</td> <td>115.5</td> <td>30.5</td> </tr> <tr> <td>7月 (19日)</td> <td>72.0</td> <td>98.5</td> <td>26.5</td> </tr> <tr> <td>8月 (20日)</td> <td>68.5</td> <td>96.5</td> <td>28.0</td> </tr> <tr> <td>9月 (19日)</td> <td>68.5</td> <td>92.5</td> <td>24.0</td> </tr> </tbody> </table> <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 ( 日 ) / 政務活動 ( 日 ) + その他業務 ( 日 ) → <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">按分率 /</span>  <input type="checkbox"/> 職務内容による場合 ( ) → <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">按分率 /</span>		月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間 (参考)	4月 (18日)	69.0時間	96.5時間	27.5時間	5月 (18日)	65.5	93.5	28.0	6月 (21日)	85.0	115.5	30.5	7月 (19日)	72.0	98.5	26.5	8月 (20日)	68.5	96.5	28.0	9月 (19日)	68.5	92.5	24.0
月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間 (参考)																											
4月 (18日)	69.0時間	96.5時間	27.5時間																											
5月 (18日)	65.5	93.5	28.0																											
6月 (21日)	85.0	115.5	30.5																											
7月 (19日)	72.0	98.5	26.5																											
8月 (20日)	68.5	96.5	28.0																											
9月 (19日)	68.5	92.5	24.0																											
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 出向に関する覚書</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳</li> <li><input type="checkbox"/> 租税関係書類</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類</li> </ul>																													
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。																													
⑨ 備考	政務調査活動事務補佐員の賃金は、会派を構成する県会議員 (現在4人) で分担する (1/4)																													

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

2022年度雇用状況報告書 (その2)

会派・議員名 小林 照代

① 用者	氏名 住所 電話番号	[Redacted]																												
② 雇用形態	<input type="checkbox"/> 直接雇用 <input checked="" type="checkbox"/> 派遣等																													
③ 雇用期間	2022年4月1日～2023年3月31日																													
④ 職務内容	会派の政務調査活動と同関連事務補佐																													
⑤ 給料 (賃金)	1800円 ( <input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給 )																													
⑥ 按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 ( 時間 ) / 政務活動 ( 時間 ) + その他業務 ( 時間 ) 政務活動に要した時間に係る賃金のみを支払い、その分を政務活動費として充当する ( その他の業務に要する時間に係る賃金は出向元が支払い、政務活動費は充当しない ) 按分率 <u>1 / 1</u> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>政務活動時間</th> <th>出退勤時間</th> <th>その他の時間 (参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10月 (19日)</td> <td>71.0時間</td> <td>97.5時間</td> <td>26.5時間</td> </tr> <tr> <td>11月 (21日)</td> <td>79.0</td> <td>103.0</td> <td>24.0</td> </tr> <tr> <td>12月 (19日)</td> <td>70.5</td> <td>94.5</td> <td>24.0</td> </tr> <tr> <td>1月 (19日)</td> <td>66.0</td> <td>89.5</td> <td>23.5</td> </tr> <tr> <td>2月 (19日)</td> <td>77.0</td> <td>103.0</td> <td>26.0</td> </tr> <tr> <td>3月 (20日)</td> <td>76.0</td> <td>104.0</td> <td>28.0</td> </tr> </tbody> </table> <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 ( 日 ) / 政務活動 ( 日 ) + その他業務 ( 日 ) → 按分率 <u> / </u> <input type="checkbox"/> 職務内容による場合 ( ) → 按分率 <u> / </u>		月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間 (参考)	10月 (19日)	71.0時間	97.5時間	26.5時間	11月 (21日)	79.0	103.0	24.0	12月 (19日)	70.5	94.5	24.0	1月 (19日)	66.0	89.5	23.5	2月 (19日)	77.0	103.0	26.0	3月 (20日)	76.0	104.0	28.0
月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間 (参考)																											
10月 (19日)	71.0時間	97.5時間	26.5時間																											
11月 (21日)	79.0	103.0	24.0																											
12月 (19日)	70.5	94.5	24.0																											
1月 (19日)	66.0	89.5	23.5																											
2月 (19日)	77.0	103.0	26.0																											
3月 (20日)	76.0	104.0	28.0																											
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 出向に関する覚書</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳</li> <li><input type="checkbox"/> 租税関係書類</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類</li> </ul>																													
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。																													
⑨ 備考	政務調査活動事務補佐員の賃金は、会派を構成する県会議員 (現在4人) で分担する (1 / 4)																													

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

# 事務局職員の出向に関する覚書

日本共産党奈良県委員会（以下「甲」という）と日本共産党奈良県議会議員団（以下「乙」という）は、甲から乙へ出向する者（以下「出向者」という）の勤務条件及び出向者の経費の負担等に関し、次のとおり覚書を締結する。

## (目的)

第一条 甲は出向者を乙において乙の指揮のもと、出向者の技能及び知識を持って乙の政務調査活動に従事させることにより、乙の政務調査活動を充実させ、議員団活動を向上させることを目的とする。

## (出向者)

第二条 出向者は次の者1名とする。

出向者 氏名 住所  
[Redacted]

## (出向期間)

第三条 出向者の甲から乙への出向期間は、2022.(令和4)年4月1日から2023.(令和5)年3月31日までとする。

## (出向先事業所名及び所在地)

第四条 出向先事業所及び所在地は次のとおりとする。

事業所名 日本共産党奈良県議会議員団  
所在地 奈良市登大路町30奈良県庁内（議会議棟 日本共産党議員控室）

## (身分)

第五条 甲は、出向者を在籍させたまま、乙の勤務員として出向させる。

## (勤務等)

第六条 出向者の就業時間、休憩時間、休日、休暇等の勤務に関する事項（ただし、年次有給休暇を除く）は、乙において定める規定を適用する。

## (年次有給休暇)

第七条 出向者の年次有給休暇は、甲の規定を適用する。

## (賃金及び賞与)

第八条 出向者の賃金及び賞与は、甲の規定により、甲が出向者に対し直接支給し、乙は甲に対し出向者の基本給及び諸手当相当分を負担するものとする。

ただし乙が負担する額は、出向者が県議会議員団の事務局員として従事する政務活動の活動と政党活動等の活動とを厳格に区別し、出向者が従事した政務調査活動に係る実費について負担するものとする。

2 乙が負担する額は、出向者の従事した政務活動に係る実費額を精算して毎月1日から月末までの分を、翌月上旬までに甲に対して支払うものとする。

## (社会保険の附保等)

第九条 出向者の健康保険、厚生年金保険、雇用保険は、甲において継続加入の上、これにかかる事業主負担保険料は甲が負担する。

2 出向者の労働者災害保障保険は、甲において附保することとし、これにかかる保険料は乙が負担する

## (出向期間中の費用)

第十条 出張旅費等乙の業務命令にもなっても発生する諸費用は、乙の規定に基づき乙が出向者に対し直接支給する。

2 通勤に必要な費用は、甲の規定に基づき甲が出向者に対し直接支給する。

## (権利厚生)

第十一条 出向者の権利厚生については、甲の規定を適用する。

## (復帰)

第十二条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲へ出向者を復帰させることができる。

- (1) 出向者が、乙の定める就業規則に規定する解雇又は退職の事由に該当するとき。
- (2) 出向者が、特別な理由により復帰を希望し、その理由が妥当であると認められるとき。
- (3) 甲が、特別な理由により出向者の復帰を希望し、その理由が妥当であると認められるとき。
- (4) 出向者の受け入れ目的が達成又は消滅したと認められるとき。

## (連絡調整)

第十三条 甲及び乙は、出向者の次の事項に関し、相互に連絡調整を図るものとする。

- (1) 甲から乙への連絡調整事項  
イ 出向者の履歴に関する事項  
ロ その他乙から求められた事項
- (2) 乙から甲への連絡事項  
イ 出向者の乙における業務内容  
ロ 出向者の勤務時間、休日及び休暇  
ハ 出向者の勤務状況  
ニ その他甲から求められた事項

## (解雇の精算)

第十四条 この覚書に関して疑義が生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上解決するものとする。

## (有効期間)

第十五条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から第三条の出向期間の末日までとする。

## (変更及び解除)

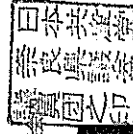
第十六条 この覚書の有効期間中であっても、甲又は乙が変更若しくは解除を希望するときは、あらかじめ書面によって相手方に通知したうえで、この覚書の内容の変更若しくは解除をすることができる。

この覚書を確認するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

2022(令和4)年4月1日

所在地 奈良市四條大路 202 奈良県庁内  
甲 事業所名 日本共産党奈良県議会議員団  
代表者 委員長 細野 豊

所在地 奈良市登大路町30番地奈良県議会議員団  
乙 事業所名 日本共産党奈良県議会議員団  
県議会議員 山村 幸博  
県議会議員 今井 光子  
県議会議員 小林 照代  
県議会議員 太田 敦





出向職員の政務活動事務補助職員労災保険料事業者負担分月別内訳

年月日	給与額 (職員負担分)	労災保険事業者負担分 (3/1000、10月分~5/1000)
2022. 5. 10	2022年04月分	31050円 93円
2022. 6. 10	2022年05月分	29475円 88円
2022. 7. 05	2022年06月分	38250円 114円
2022. 8. 26	2022年07月分	32400円 97円
2022. 9. 08	2022年08月分	30825円 92円
2022. 11. 09	2022年09月分	30825円 92円
2022. 11. 17	2022年10月分	31950円 159円
2022. 12. 23	2022年11月分	35550円 177円
2023. 1. 19	2022年12月分	31725円 158円
2023. 2. 08	2023年01月分	29700円 148円
2023. 3. 06	2023年02月分	34650円 173円
2023. 4. 04	2023年03月分	34200円 171円
		1562円